

**柏原市障害者計画
第6期障害福祉計画及び
第2期障害児福祉計画**

令和3年(2021年)3月

柏原市

ごあいさつ



柏原市では、「すべての人がふつうに暮らすことができる自立支援地域づくり」を目指して、平成15（2003）年3月に「柏原市障害者福祉計画」を策定し、障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組んでまいりました。

その間も、障害者を取り巻く法制度は制定・改正が進められております。また、昨年は新型コロナウイルス感染症による世界的大流行（パンデミック）が続き、緊急事態宣言が発令されるなど、生活が大きく一変し、障害者やその家族を含め、新しい生活様式を実践することが求められました。

こうした状況を踏まえ、この度、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度を計画期間とする「柏原市障害者計画」を、そして令和3（2021）年度から令和5（2023）年度を計画期間とする「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

「柏原市障害者計画」では、前計画からの基本理念である、「障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり」を承継しつつ、「地域の中で共に生きるまち」、「子どもを育み子育て家庭を支えるまち」、「地域で安心して自立した生活を送れるまち」、「就労と社会参加を進めるまち」の4つの「基本目標」を掲げ、多職種・多機関による協力・連携に努めながらその実現に向けた取組を進めてまいります。

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」では、サービス見込量や成果目標を定めましたが、その目標に沿うよう、サービス提供体制の計画的な整備に努め、計画の達成状況の確認や、進捗状況の分析などの評価・点検を行ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査におきまして貴重なご意見をいただきました市民の皆様、団体や事業所関係者の方々、また計画策定委員会の委員の皆様にご心から感謝申し上げますとともに、今後の計画の推進にあたりましてもご支援、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

令和3（2021）年3月

柏原市長 富宅 正浩

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけと期間	3
3 計画の策定方法	4
第2章 障害のある人を取り巻く状況	5
1 人口及び障害のある人の状況	5
2 前計画の実施状況	9
3 市民と事業者の意識	20
第3章 障害者計画	40
1 基本的な考え方	40
2 施策の展開（行動計画）	43
基本目標1 地域の中で共に生きるまち	43
基本目標2 子どもを育み子育て家庭を支えるまち	48
基本目標3 地域で安心して自立した生活を送れるまち	52
基本目標4 就労と社会参加を進めるまち	62
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画	66
1 基本的な考え方	66
2 成果目標	69
3 障害福祉サービス等の見込量と確保方策	80
第5章 計画の推進に向けて	108
1 計画の推進	108
2 進行管理と点検・評価	110
資料編	111

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の目的

私たちが暮らす社会においては、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

また近年、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化が進む中で、障害福祉サービス等に対するニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

本市では、平成27年（2015年）3月に「柏原市障害者計画」を策定し、「障害の有無によって分け隔てられることなく、すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる共生の地域社会づくり」を基本理念として掲げ、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定のもとに自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。

また、平成19年（2007年）3月に「柏原市障害福祉計画」を策定し、以降3年ごとに改定するとともに、平成30年（2018年）3月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」とします。）及び「児童福祉法」の改正を受けて新たに「障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス、障害児支援サービス等が身近な地域において提供されるよう推進してきました。

このたび、前計画である「柏原市障害者計画」「第5期柏原市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度（2020年度）をもって終了することから、「障害者基本法」及び「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の規定に基づき、新たな『柏原市障害者計画』『第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画』を策定し、障害者施策の基本的方向性と具体的な取組について定めるとともに、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにします。

(2) 国や大阪府の動向

前計画の策定に前後して、国においては、障害のある人に関わる様々な制度の改革に向けた検討が進められ、多くの関係法令が可決・成立しました。

また、障害の重度化や重複化、「8050問題」に代表される障害のある人と介護を担う家族の高齢化や「親亡き後」における支援、医療的ケア児の増加や発達障害児支援の充実並びに難病患者など様々な障害のある人への支援の強化が求められています。

近年の法制度の制定・改正状況を概括すると、次のようになります。

国における法令等の制定・改正
●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行 《平成28年(2016年)》
●成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）の施行 《平成28年(2016年)》
●精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）の改正 《平成28年(2016年)》
●発達障害者支援法の改正《平成28年(2016年)》
●社会福祉法の改正《平成29年(2017年)、令和2年(2020年)》
●障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法） 及び児童福祉法の改正《平成30年(2018年)》
●障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の改正 《平成30年(2018年)》
●障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術活動推進法）の施行 《平成30年(2018年)》
●高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正 《平成31年(2019年)》
●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の施行 《令和元年(2019年)》

大阪府においては、令和3年度（2021年度）を始期とする「第5次大阪府障がい者計画」（第6期大阪府障がい福祉計画と第2期大阪府障がい児福祉計画の内容を含む）の策定を進めており、障害福祉施策のより総合的・計画的な推進に向けて各種の取組が進められる予定です。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、柏原市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、柏原市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、柏原市では障害福祉計画と一体的に策定します。

計画は、国や大阪府が示す基本的な考え方や計画等の内容を十分に踏まえながら、上位計画である「柏原市総合計画」「柏原市地域福祉計画」をはじめ、本市の福祉関連計画（「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」等）、その他の計画とも整合性を図ります。

本計画は持続可能な開発目標SDGs（エスディーゼーズ）における全17の目標分野のうち、「目標1 貧困をなくそう」、「目標3 すべての人に健康と福祉を」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標8 働きがいも経済成長も」、「目標10 人や国の不平等をなくそう」、「目標11 住み続けられるまちづくりを」、「目標16 平和と公正をすべての人に」、「目標17 パートナーシップで目標を達成しよう」の8分野に関わる施策内容を含んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(2) 計画の期間

障害者計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とします。第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間となります。

計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の計画期間

根拠法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R 1年度	R 2年度	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
障害者基本法	柏原市障害者計画						柏原市障害者計画					
障害者総合支援法	第4期障害福祉計画		第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			
児童福祉法				第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画		

3 計画の策定方法

計画の策定にあたり、障害者施策への市民意識や障害のある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握することを目的に、障害のある人やサービス提供事業者、関係団体へのヒアリング調査を実施し、施策立案の参考としました。

策定体制については、市民代表や保健・医療・福祉関係者等によって構成される「柏原市障害者計画等策定委員会」において審議を行いました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

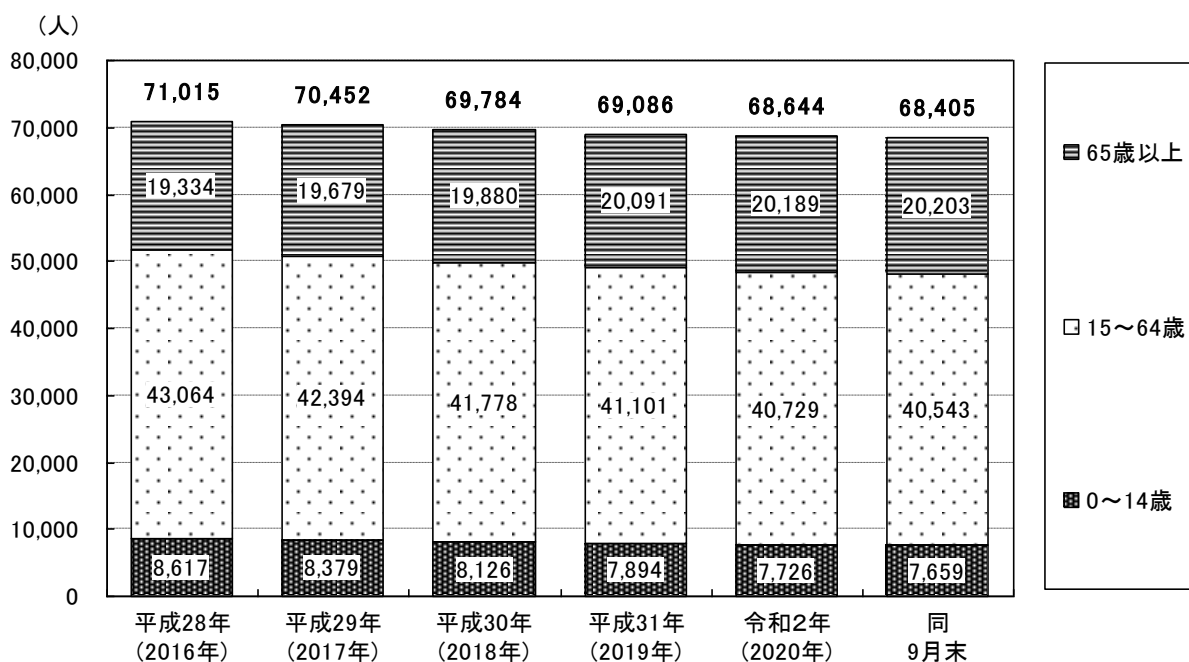
1 人口及び障害のある人の状況

(1) 人口・世帯の状況

柏原市の人口は68,405人、世帯数は31,750世帯です（令和2年（2020年）9月末現在、住民基本台帳）。人口については減少傾向にあります。また、世帯数については世帯規模の縮小に伴い増加の一途をたどっています。

年齢別人口構成については、人口総数のうち0歳から14歳の年少人口割合が約11.2%となる一方で、65歳以上の高齢者人口の割合（高齢化率）が約29.5%と市民の3.4人に1人が高齢者となっています。

人口総数と年齢階層別人口の推移



※住民基本台帳人口（各年3月末現在、令和2年(2020年)は3月末と9月末を併記）

(2) 障害のある人の状況

《身体障害のある人》

身体障害者手帳の所持者数は、令和2年（2020年）3月末現在で2,620人と増加傾向にあります。

障害種別ごとに見ると、肢体不自由、内部障害の順で多く、年齢別には、18歳未満の人は手帳交付者全体の約1.2%にとどまり、65歳以上の人約75.8%を占めるなど、高齢化が進んでいます。

年齢別・障害種別身体障害者手帳所持者数(人)

	総数	視覚障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音声・ 言語・ そしゃく 機能障害	肢不 自 由	内部障害
平成28年	2,552	177	221	36	1,425	693
平成29年	2,547	180	223	34	1,397	713
平成30年	2,584	174	228	32	1,415	735
平成31年	2,600	177	235	29	1,399	760
令和2年	2,620	181	253	31	1,377	778
18歳未満	31	1	6	3	17	4
18～64歳	602	37	33	11	342	179
65歳以上	1,987	143	214	17	1,018	595

注) 各年3月末現在

《知的障害のある人》

療育手帳の所持者数は、令和2年（2020年）3月末現在で616人と増加傾向にあります。障害等級別では、重度であるAが全体の約38.2%を占めて多く、年齢別には、18歳未満の人が約25.7%、18歳以上の人が約74.3%の割合になっています。

年齢別・等級別療育手帳所持者数(人)

	総数	A	B 1	B 2
平成28年	480	200	121	159
平成29年	521	203	129	189
平成30年	553	210	128	215
平成31年	600	223	134	243
令和2年	616	235	134	247
18歳未満	158	51	25	82
18～64歳	426	162	100	164
65歳以上	32	22	9	1

注) 各年3月末現在

《精神障害のある人》

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年（2020年）3月末現在で754人と増加傾向にあります。

年齢別・等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数(人)

	総数	1 級	2 級	3 級
平成28年	488	71	334	83
平成29年	517	66	359	92
平成30年	582	69	395	118
平成31年	670	68	446	156
令和2年	754	74	481	199
18歳未満	28	0	8	20
18～64歳	601	45	397	159
65歳以上	125	29	76	20

注) 各年3月末現在

《障害支援区分認定者の状況》

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、下表のとおりです。

認定者数は、令和2年（2020年）3月末現在416人で、障害福祉サービスの利用者が増加しています。

障害支援(程度)区分認定の状況（人）

障害種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
平成28年	342	8	91	79	66	56	42
平成29年	357	9	111	69	69	50	49
平成30年	377	11	131	71	65	49	50
平成31年	404	16	126	79	76	52	55
令和2年	416	11	124	91	75	57	58

注) 各年3月末現在

※区分の数字が大きいほどより介護・支援を必要とする状態を意味します。

2 前計画の実施状況

(1) 障害者計画

「柏原市障害者計画」（平成27年（2018年）3月策定）では、5分野56項目にわたる施策を掲げました。計画の改定にあたり、庁内の関係各課に進捗状況を把握したところ、すべての施策についておおむね何らかの形で実施されているという結果となりました。

障害者計画における施策の進捗状況

- A：計画どおりに施策・事業を実施、又は完了したと思われる
 B：施策・事業を実施しているが、何らかの課題があったり、充実が必要と思われる
 C：施策・事業に着手したが、計画期間中に大きく進展が見られなかったと思われる
 D：施策・事業に着手できなかった

基本目標1 早期発見・早期療育とインクルーシブ教育体制の構築

施策の体系	施策	進捗状況	主な実施状況
(1) 障害のある子どもの一貫した相談支援体制の整備	相談支援体制の整備	A	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達等支援連携会議の開催 ・障害児巡回指導の実施 ・障害児一般相談支援事業の委託 ・自立支援協議会「こども部会」を通じた連携強化
	障害のある子どもの家族への支援	A	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援センターでの療育教室、地域子育て支援センターでの親子教室を実施する中で、発達相談や子育て相談に応じる
(2) 早期発見・早期療育の充実	乳幼児期の障害の早期発見	A	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、予約クリニック、発達相談等の実施
	早期療育体制の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発チラシや健診等における周知
(3) 就園・就学相談支援体制の整備	就園・就学相談の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・就学説明会や就学座談会の開催による相談の場の設定 ・療育教室や地域子育て支援センター、子ども家庭総合支援拠点における相談、関係機関と連携支援
(4) 療育の充実	保育所における障害児保育・幼稚園における支援教育の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・介助員の配置、巡回相談の実施 ・療育相談員・医師による市内保育所・幼稚園等での療育指導・療育相談
	療育体制の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・自立支援センターでの療育教室や地域子育て支援センターでの親子教室の実施

施策の体系	施策	進捗状況	主な実施状況
(5) インクルーシブ教育の充実	多様な学びの場における教育環境及び支援体制の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・就学支援委員会の設置 ・個別の教育支援計画等の活用、よりきめ細やかな教育課程の実施 ・通級指導教室の増設置
	教職員の専門性の確保	A	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児保育研修会への参加 ・教職員研修の実施 ・特別支援学校教員免許取得の推進
	放課後等の活動の場の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童会への障害のある児童の受け入れ
(6) 施設のバリアフリー化の促進	教育・療育施設のバリアフリー化	B	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者用トイレ、スロープの設置。支援学級内のカーペット、パーテーション等の整備
	機器や設備の整備	B	<ul style="list-style-type: none"> ・教室のユニバーサルデザイン化 ・拡大教科書の配備、マルチメディア教材の導入

基本目標2 地域での自立した生活への支援

施策の体系	施策	進捗状況	主な実施状況
(1) 障害のある人の相談支援体制の充実	相談体制の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・障害種別に応じた一般相談が行える場所を確保、市ウェブページや窓口で配布する手引きで周知 ・基幹相談支援センターの設置
	相談員活動の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府が実施する相談員研修の受講を斡旋
	地域自立支援協議会（各相談機関によるネットワーク）の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援協議会を年2回開催、4つの専門部会を設置 ・障害者計画等について、障害者自立支援協議会で進捗管理を実施
(2) 情報・コミュニケーションの充実	多様な情報提供の充実	B	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報誌について点字版や音声版広報を発行、ウェブサイトにも音声による広報の掲載 ・市のウェブサイトにおける音声読み上げ、文字の拡大、ルビの配慮
	的確な情報提供の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・障害施策に関する制度等について市の広報誌やウェブサイト、福祉の手引き等により情報提供
	情報のバリアフリー	B	<ul style="list-style-type: none"> ・誰にでも見やすくわかりやすいウェブサイトづくり
	コミュニケーション支援体制の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所窓口到手話通訳者の配置、手話通訳者・要約筆記者の派遣。 ・手話通訳者・要約筆記者等の養成
(3) 医療や保健等の充実	障害の原因となる疾病の早期発見と継続的な支援	B	<ul style="list-style-type: none"> ・各種健診・検診の実施 ・介護予防を目的とした地域サロンや運動教室の展開
	医療サービスの充実	A	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期医療、がん、小児・周産期医療の強化、緩和ケア病棟の開設 ・重度障害者に対する医療費の一部助成による医療機関での受診促進

施策の体系	施策	進捗状況	主な実施状況
(3) 医療や保健等の充実	地域リハビリテーションの充実	B	<ul style="list-style-type: none"> 市立柏原病院における良質なリハビリの実施 医療と介護の連携研究会（いかしてネット）における連携の強化。在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築
	精神保健福祉活動の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動支援センター、地域活動支援センター機能強化事業の実施 精神障害者が地域で安心してくらするよう、保健、医療、福祉従事者による協議の場を設置 こころの健康講座の開催
(4) 障害福祉サービスの充実	訪問系サービス及び短期入所の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援協議会で市域のサービス提供事業所について情報を共有、社会資源の確保に努める サービス提供事業者の支援力の向上や質の向上を目的とした研修会等の実施
	日中活動系サービスの充実	A	
	居住系サービスの充実	A	
(5) 地域生活支援事業の充実	必須事業の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具等の必須事業については本市の実情に応じて柔軟に事業を実施
	その他の事業（任意事業）の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 訪問入浴サービス、更生訓練費の一部助成、生活支援、日中一時支援、社会参加促進事業を実施
(6) 障害のある児童の支援の充実	障害のある児童の支援サービスの充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 障害者自立支援協議会こども部会により課題を抽出し、情報共有 障害児支援に特化した事業所に一般相談支援事業を委託し、相談体制の強化を図る
(7) その他福祉サービスの充実	補装具の給付	A	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳所持者が必要とする補装具の修理費や購入費の助成
	在宅給食サービス・福祉理容	A	<ul style="list-style-type: none"> 食事の調理や調達が困難な方等に定期的な配食を実施 理容店に自ら行くことができない方に在宅理容の助成を実施
	訪問看護サービス	A	<ul style="list-style-type: none"> 在宅重度障害者による訪問看護ステーションの利用に係る費用の一部助成（平成29年度で廃止）
(8) 福祉人材の養成・確保	ボランティア養成の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 点訳・朗読奉仕員、手話・要約筆記者奉仕員の養成 社会福祉協議会によるボランティア活動の支援
	福祉人材の養成の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 手話・要約筆記者奉仕員養成講座受講者の登録手話・要約筆記者としての登録 手話技術の担保を目的として柏原市登録手話通訳者試験を実施
	職員研修の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 市職員への研修実施 市内事業所に向けて、権利擁護を目的とした研修を実施

基本目標3 就労や社会参加活動への支援

施策の体系	施策	進捗状況	主な実施状況
(1) 雇用・就労の充実	雇用促進啓発活動の推進	B	・ 障害者雇用を考える集いの実施、障害者雇用の受け皿の拡充
	障害者雇用の促進	B	・ 地域就労支援センターにおける相談窓口の開設、障害特性に応じて職業訓練や一般就労などへ指導や助言等を実施
	八尾・柏原障害者就業・生活支援センターとの連携	B	・ 障害者就業・生活支援センターや地域自立支援協議会等と連携した障害者雇用の促進
(2) 職業リハビリテーションの充実	職業能力開発の充実促進	A	・ 自立支援協議会に専門部会を設置し、障害者の就労支援体制を強化
	就労関係機関の連携の促進	A	・ 生活困窮者自立相談支援機関と地域就労支援センターとの連携を図る就労支援部会の設置
(3) 生涯学習活動の促進	生涯学習の推進	B	・ 日本語教室の開催等、学習機会の提供
(4) スポーツ・芸術文化活動の推進	スポーツ・レクリエーション活動に対する支援の充実	B	・ スポーツフェスティバルin柏原等の実施 ・ 府障がい者スポーツ大会の周知
	文化・芸術活動の推進	B	・ 市民文化センター等の洋式トイレ化、堅下合同会館の障害者用駐車場設置
(5) 社会参加のための支援	タクシー利用料金の助成制度等の充実	A	・ タクシーの初乗り運賃の助成 ・ 自動車運転免許取得費及び自動車改造費の一部助成
	移動に関わる支援の充実	A	・ 行動援護、同行援護、移動支援の利用促進

基本目標4 安全・安心な生活環境の整備

施策の体系	施策	進捗状況	主な実施状況
(1) ユニバーサルデザインの社会づくり	障害のある人の住宅改造や確保等の促進	A	・ 住宅改造費の一部助成
	建築物のバリアフリー化の推進	A	・ 大阪府福祉のまちづくり条例に基づく施策の推進及び情報提供
	公共交通機関、歩行者空間等のバリアフリー化の推進	B	・ 堅下駅・法善寺駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定 ・ 国道・府道における歩道整備
	盲導犬、介助犬、聴導犬の普及・啓発	C	・ 盲導犬、介助犬、聴導犬の啓発イベントの実施
(2) 防災・防犯対策の充実	防災対策の充実	B	・ 避難行動要支援者名簿の策定、避難支援等関係者へ事前の名簿情報の提供（同意者のみ）
	防犯対策の充実	B	・ 安全なまちづくり、防犯に対する啓発の実施

基本目標5 差別の解消及び権利擁護の推進

施策の体系	施策	進捗状況	主な実施状況
(1) こころのバリアフリー	障害のある人への心のバリアフリーの推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法に基づく「職員対応要領」の策定、職員研修等の実施。啓発チラシの作成 ・ こころの健康講座の開催 ・ ヘルプマーク、ヘルプカードの配布
	福祉教育の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の保育所、幼稚園、小学校に「障害者ふれあいおりがみ」の配布
	市民と障害のある人の交流の促進	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者施設が主体となった「音楽祭」の実施
(2) 権利擁護の推進	障害のある人の権利擁護事業の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護サポートセンターの設置 ・ 成年後見制度の利用促進
	虐待防止の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護サポートセンターによる虐待通報への対応 ・ 虐待防止に向けた啓発活動の実施

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画の実施状況

「第5期柏原市障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」（平成30年（2018年）3月策定）で掲げた成果目標の達成状況、サービス見込量に対する利用状況については、次のとおりです。

① 第5期障害福祉計画の成果目標

目標項目		令和2年度(末) 数値目標	令和元年度(末) 達成状況
施設入所者の地域生活への移行	地域生活への移行者数 (目標年度末までの累計者数)	6人	8人
	施設入所者の削減数	3人	9人
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置
障害者の地域生活の支援	地域生活支援拠点の整備	整備	整備
福祉施設から一般就労への移行等	年間一般就労移行者数	14人	19人
	就労移行支援事業の利用者数	9人	17人
	就労移行支援事業所ごとの就労移行率	50%以上	- %
	就労定着支援による職場定着率	80%以上	- %
	就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額	8,209円	9,770円

② 第1期障害児福祉計画の成果目標

目標項目		令和2年度(末) 数値目標	令和元年度(末) 達成状況
重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターの設置	1か所	0か所
	保育所等訪問支援事業の充実	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所	児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 2か所

③ 障害福祉サービス等の見込量

《自立支援給付によるサービスの利用実績（月平均）》

サービス名	種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
居宅介護	身体(時間/月)	396	490	396	608	396	514
	知的(時間/月)	350	200	392	248	434	269
	精神(時間/月)	1,196	906	1,300	891	1,417	896
	障害児(時間/月)	5	6	5	4	5	4
	合計(時間/月)	1,947	1,602	2,093	1,751	2,252	1,683
重度訪問介護	身体(時間/月)	408	1,347	408	248	408	162
	知的(時間/月)	180	30	180	8	180	3
	精神(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	合計(時間/月)	588	1,377	588	256	588	165
同行援護	身体(時間/月)	182	265	182	300	182	158
	障害児(時間/月)	20	20	20	20	20	12
	合計(時間/月)	202	285	202	320	202	170
行動援護	知的(時間/月)	465	546	558	548	651	389
	精神(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	障害児(時間/月)	40	86	40	97	40	71
	合計(時間/月)	505	632	598	645	691	460
重度障害者等包括支援	身体(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	知的(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	精神(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	障害児(時間/月)	0	0	0	0	0	0
	合計(時間/月)	0	0	0	0	0	0
短期入所	身体(人日分/月)	54	31	54	26	54	17
	知的(人日分/月)	110	88	115	113	120	90
	精神(人日分/月)	20	20	20	2	20	3
	障害児(人日分/月)	24	19	24	16	24	15
	合計(人日分/月)	208	168	213	157	218	125

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月までの実績値をもとにした見込量

※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

第2章 障害のある人を取り巻く状況

サービス名	種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
生活介護	身体(人日分/月)	592	575	640	605	688	688
	知的(人日分/月)	1,880	1,894	1,920	1,966	1,960	1,974
	精神(人日分/月)	48	60	48	71	48	64
	合計(人日分/月)	2,520	2,529	2,608	2,642	2,696	2,726
療養介護	(人/月)	3	2	3	2	3	3
自立訓練 ・機能訓練 ・生活訓練	身体(人日分/月)	8	19	8	0	8	0
	知的(人日分/月)	40	42	40	20	40	35
	精神(人日分/月)	48	15	48	14	48	17
	合計(人日分/月)	96	76	96	34	96	52
就労移行支援	身体(人日分/月)	11	21	11	32	11	19
	知的(人日分/月)	52	95	52	69	65	101
	精神(人日分/月)	70	109	80	150	80	130
	合計(人日分/月)	133	225	143	251	156	250
就労継続支援(A型)	身体(人日分/月)	342	273	360	293	378	361
	知的(人日分/月)	456	477	494	451	551	505
	精神(人日分/月)	1,200	917	1,504	912	1,888	1,003
	合計(人日分/月)	1,998	1,667	2,358	1,656	2,817	1,869
就労継続支援(B型)	身体(人日分/月)	165	281	165	283	165	261
	知的(人日分/月)	918	894	918	1,016	918	1,069
	精神(人日分/月)	560	603	610	597	670	586
	合計(人日分/月)	1,643	1,778	1,693	1,896	1,753	1,916
就労定着支援	身体(人/月)	1	0	4	0	5	0
	知的(人/月)	5	1	10	2	13	1
	精神(人/月)	5	1	9	1	14	1
	合計(人/月)	11	2	23	3	32	2
共同生活援助 (グループホーム)	身体(人/月)	3	4	3	5	3	5
	知的(人/月)	39	51	41	63	43	66
	精神(人/月)	13	13	15	15	17	17
	合計(人/月)	55	68	59	83	63	88
施設入所支援	身体(人/月)	10	10	10	10	10	11
	知的(人/月)	30	27	29	26	28	25
	精神(人/月)	1	2	1	1	1	0
	合計(人/月)	41	39	40	37	39	36
自立生活援助	身体(人/月)	0	0	0	0	0	0
	知的(人/月)	1	0	1	0	1	0
	精神(人/月)	1	0	1	0	1	0
	合計(人/月)	2	0	2	0	2	0

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月までの実績値をもとにした見込量

※サービス見込量の単位の「人日分」は延べ利用日数のことです。

サービス名	種別	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
計画相談支援	身体(人/月)	12	20	12	19	12	17
	知的(人/月)	44	52	46	55	49	53
	精神(人/月)	70	57	89	58	113	62
	障害児(人/月)	31	23	37	26	44	26
	合計(人/月)	157	152	184	158	218	158
地域移行支援	身体(人/月)	0	0	0	0	0	0
	知的(人/月)	0	0	0	0	0	0
	精神(人/月)	2	0	2	0	2	0
	合計(人/月)	2	0	2	0	2	0
地域定着支援	身体(人/月)	0	0	0	0	0	0
	知的(人/月)	1	0	1	0	1	0
	精神(人/月)	1	0	1	0	1	0
	合計(人/月)	2	0	2	0	2	0

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月までの実績値をもとにした見込量

《地域生活支援事業の実施状況（年間）》

事業名等		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
理解促進研修・啓発事業		有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業		有	有	有	有	有	有
相談支援事業	障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	無	有	無	有	無	有
	住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業(利用者数)		1人	2人	1人	2人	1人	0人
成年後見制度法人後見支援事業		無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	311件	280件	301件	281件	291件	164件
	要約筆記者派遣事業	30件	35件	30件	20件	30件	68件
	手話通訳者設置事業	2人	2人	2人	2人	2人	2人
	手話奉仕員養成研修事業	20人	12人	20人	16人	20人	0人
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	3件	4件	3件	5件	3件	2件
	自立生活支援用具	12件	18件	12件	16件	12件	6件
	在宅療養等支援用具	10件	9件	10件	3件	10件	12件
	情報・意思疎通支援用具	10件	5件	10件	5件	10件	2件
	排せつ管理支援用具	1,640件	2,900件	1,640件	1,435件	1,640件	1,298件
	居宅生活動作補助用具	1件	2件	1件	4件	1件	2件
移動支援事業	利用者数	115人	119人	119人	129人	123人	89人
	利用時間数(延べ時間)	12,861時間	13,374時間	13,237時間	11,878時間	13,613時間	7,714時間
地域活動支援センター事業	実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	利用者数	35人	32人	35人	28人	35人	25人

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月までの実績値をもとにした見込量

《児童福祉法に基づく障害児支援サービスの利用実績（月平均）》

サービス名		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		当初計画	実績	当初計画	実績	当初計画	実績見込
児童発達支援	利用者数[人/月]	34	41	36	35	39	30
	利用量[人日分/月]	272	298	288	286	312	271
医療型児童発達支援	利用者数[人/月]	7	6	7	1	7	1
	利用量[人日分/月]	70	51	70	3	70	8
放課後等デイサービス	利用者数[人/月]	124	131	133	156	142	159
	利用量[人日分/月]	1,488	1,527	1,596	1,855	1,704	1,848
保育所等訪問支援	利用回数[回/月]	2	2	2	3	2	2
居宅訪問型児童発達支援	利用回数[回/月]	4	0	4	0	4	0
障害児相談支援	利用者数[人/月]	52	50	56	59	61	65

※令和2年度(2020年度)については令和2年(2020年)9月までの実績値をもとにした見込量

3 市民と事業者の意識

(1) 計画策定に向けたアンケート調査の結果

① 調査方法と回収状況

計画の策定に向けた基礎資料とするため、障害のある方や家族の状況、サービスの利用意向、福祉施策等に対する意見を把握し、今後の施策立案に必要な資料を得るために、アンケート調査を実施しました。

調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、手帳をお持ちでない障害福祉サービスをご利用の中の方々の中から18歳以上と18歳未満の方を無作為抽出
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和2年(2020年)8～9月
回収状況	配布数：18歳以上 1,200件／18歳未満 100件 有効回収数： " 556件／ " 48件 有効回収率： " 46.3％／ " 48.0％

◆アンケート調査結果の見方◆

※グラフ中に表記しているアンケート調査結果における各設問の母数n (Number of caseの略) は、設問に対する有効回答者数を意味します。

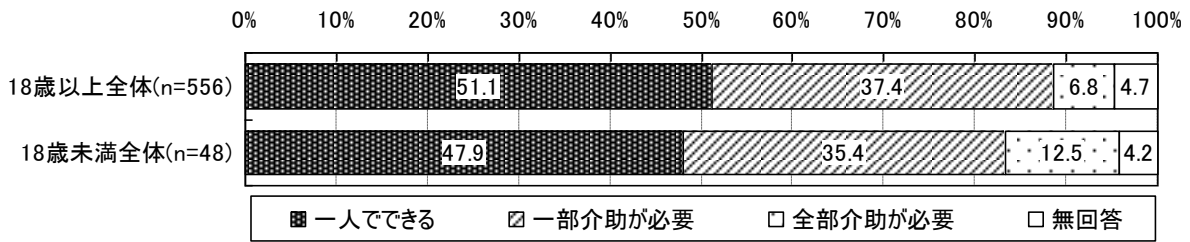
※各選択肢の構成比(%)は小数点第2位以下を四捨五入しています。このため、択一式の回答については構成比の合計が100%にならない場合があります。

※複数回答が可能な設問の場合、選択肢の構成比の合計が100%を超える場合があります。

※グラフ中の数字は、特に断り書きのない限りすべて構成比を意味し、単位は%となります。

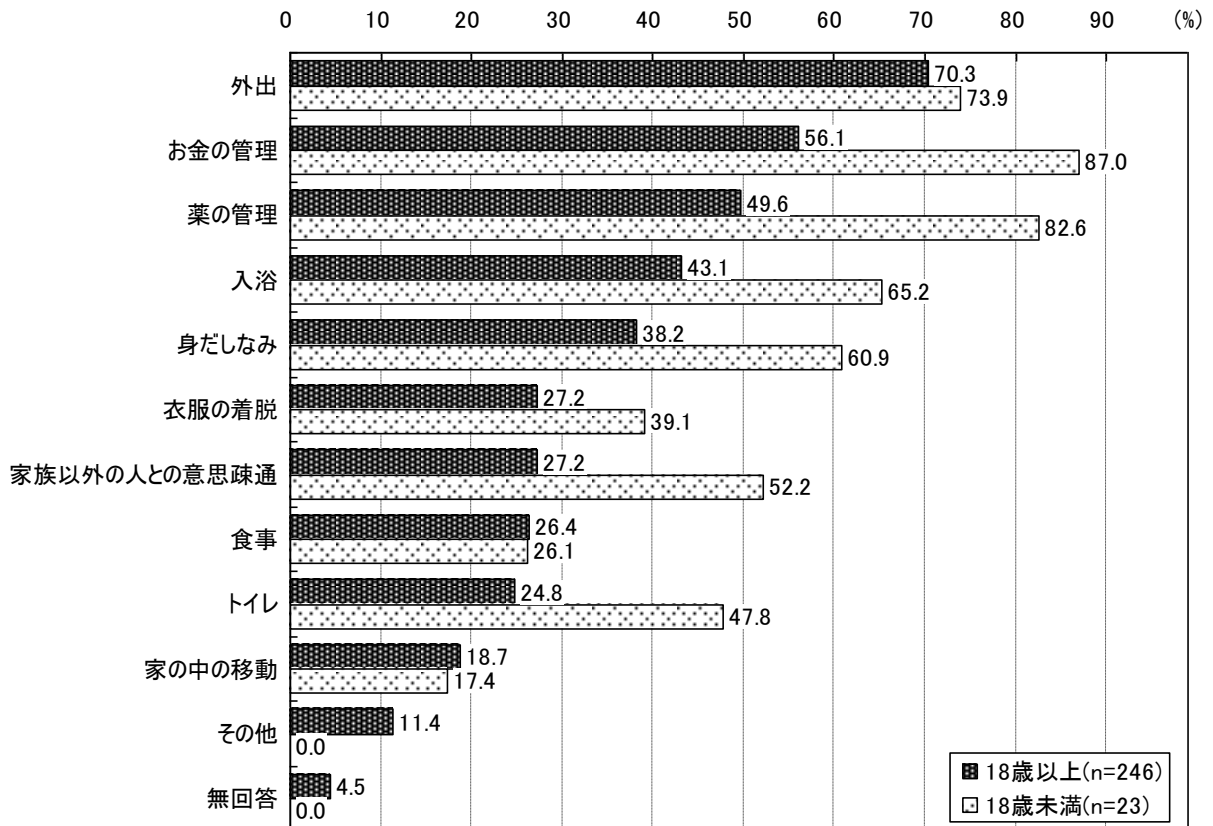
② 主な集計結果

◆あなた（お子様）は、日常生活で介助が必要ですか。



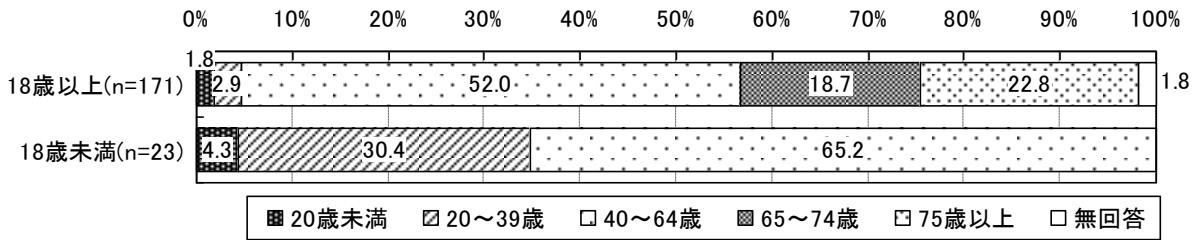
- ・日常生活で何らかの形で介助が必要という人は、18歳以上の44.2%、18歳未満の47.9%となっています。

◆どのようなときに介助が必要ですか。



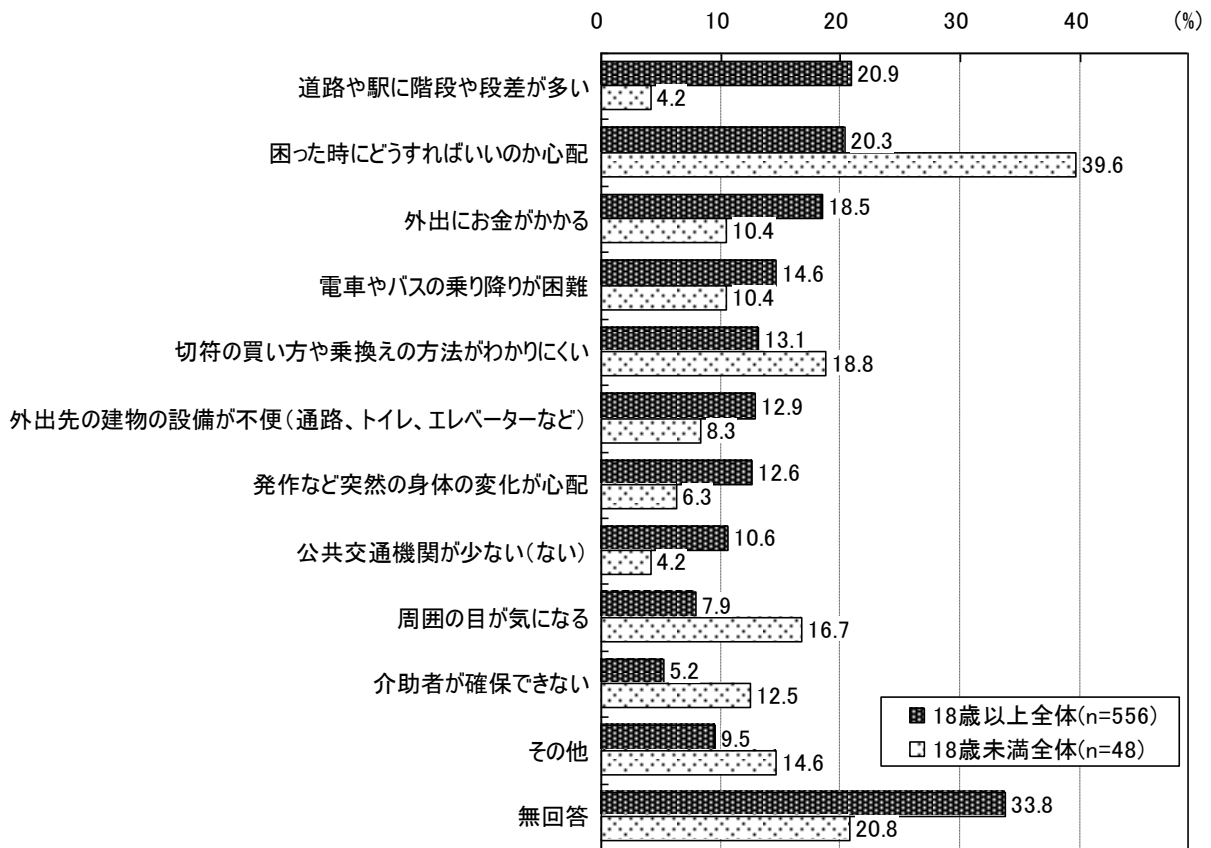
- ・18歳以上では、外出（70.3%）、お金の管理（56.1%）、薬の管理（49.6%）、入浴（43.1%）の順、18歳未満では、お金の管理（87.0%）、薬の管理（82.6%）、外出（73.9%）、入浴（65.2%）、身だしなみ（60.9%）、家族以外の人との意思疎通（52.2%）の順で介助が必要という人が多くみられます。

◆あなた（お子様）を介助してくれる方は何歳ですか。



- ・18歳以上では、65歳以上の介助者が41.5%となっています。
- ・18歳未満では、40～64歳が65.2%を占めています。

◆外出する時に困ることは何ですか。



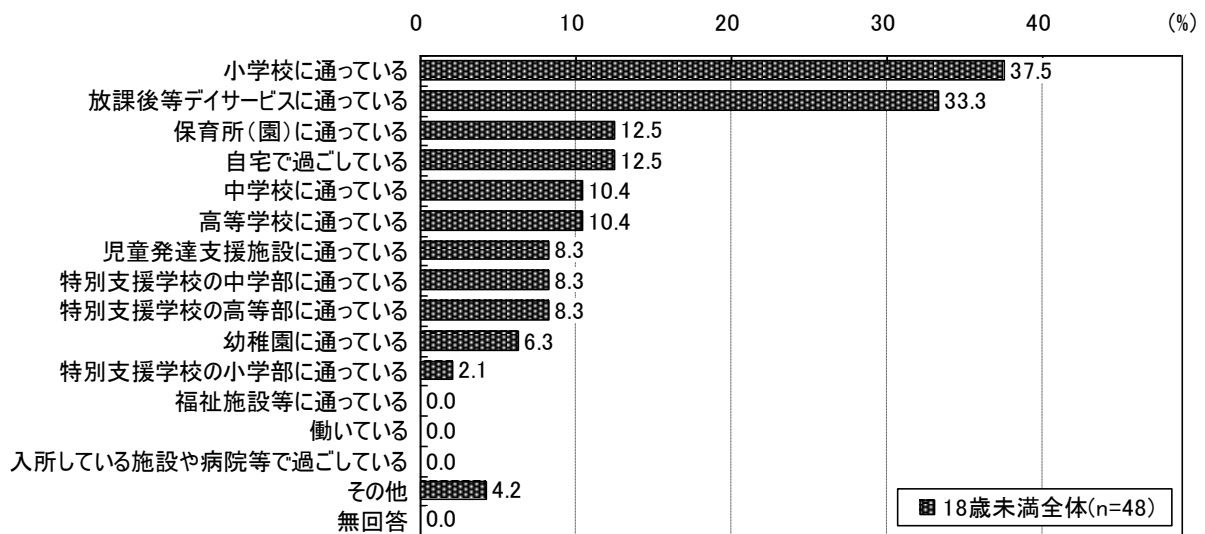
- ・18歳以上では、「道路や駅に階段や段差が多い」が20.9%、「困った時にどうすればいいの心配」が20.3%、「外出にお金がかかる」が18.5%、「電車やバスの乗り降りが困難」が14.6%、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」が13.1%などとなっています。
- ・18歳未満では、「困った時にどうすればいいの心配」が39.6%と最も多く、「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」が18.8%、「周囲の目が気になる」が16.7%となっています。

◆あなた（お子様）は、平日の日中をどのように過ごしていますか。

単位：%	全体 (n=556)	18~39歳 (n=120)	40~64歳 (n=161)	65歳以上 (n=265)	身体障害 (n=311)	知的障害 (n=125)	精神障害 (n=146)
自宅で過ごしている	54.7	31.7	50.9	67.2	62.4	28.8	58.9
家事をしている	29.5	10.0	28.6	38.5	36.7	7.2	30.1
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	19.4	32.5	28.6	7.9	13.5	28.0	22.6
福祉施設等に通っている	15.6	41.7	16.8	3.4	6.1	42.4	18.5
趣味の活動をしている	13.3	10.0	9.9	16.6	15.4	9.6	11.0
病院などのデイケアに通っている	7.9	1.7	5.6	12.1	10.6	0.8	6.8
リハビリテーションを受けている	7.9	1.7	2.5	14.3	12.9	1.6	2.7
入所している施設や病院等で過ごしている	6.8	5.8	9.3	5.7	4.8	11.2	8.2
ボランティアや地域活動をしている	1.8	0.8	1.2	2.6	2.3	0.8	1.4
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	1.3	4.2	0.6	0.4	0.0	3.2	1.4
その他	7.7	1.7	8.7	10.2	8.4	2.4	12.3
無回答	4.0	5.0	2.5	3.8	4.5	5.6	2.1

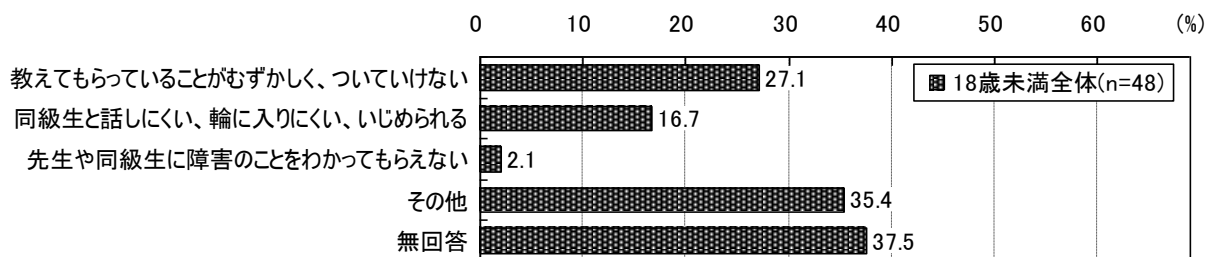
※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

- ・18歳以上では、「自宅で過ごしている」が54.7%と最も多く、次いで「家事をしている」が29.5%、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が19.4%、「福祉施設等に通っている」が15.6%、「趣味の活動をしている」が13.3%などとなっています。



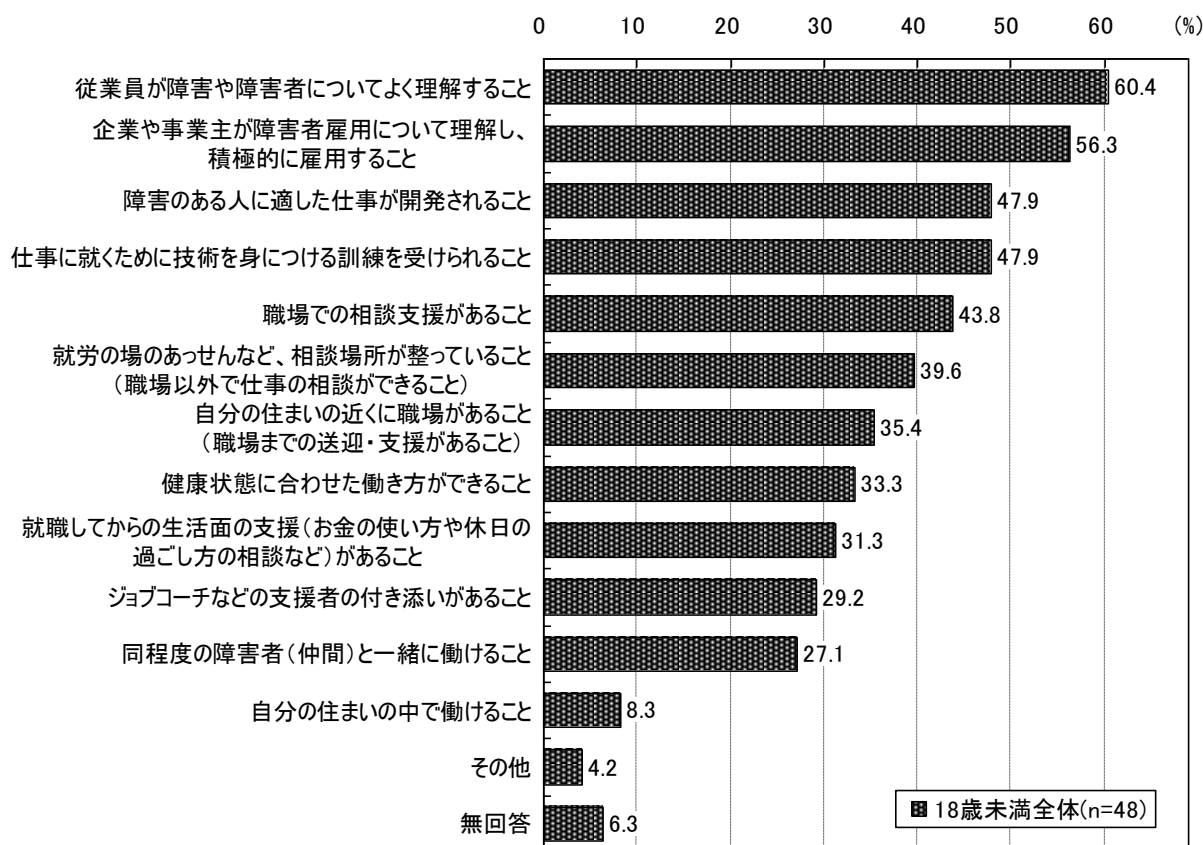
- ・18歳未満では、「小学校に通っている」が37.5%、次いで「放課後等デイサービスに通っている」が33.3%となっています。

◆園生活や学校生活の中で、困ることはありますか。



・「教えてもらっていることがむずかしく、ついていけない」が27.1%、「同級生と話しにくい、輪に入りにくい、いじめられる」が16.7%となっています。

◆お子様が今後働くとしたら、どのようなことが必要ですか。



・「従業員が障害や障害者についてよく理解すること」が60.4%と最も多く、次いで「企業や事業主が障害者雇用について理解し、積極的に雇用すること」が56.3%、「障害のある人に適した仕事が開発されること」と「仕事に就くために技術を身につける訓練を受けられること」がそれぞれ47.9%、「職場での相談支援があること」が43.8%などとなっています。

◆あなたは、障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

単位：%	全体 (n=556)	18～39歳 (n=120)	40～64歳 (n=161)	65歳以上 (n=265)	身体障害 (n=311)	知的障害 (n=125)	精神障害 (n=146)
職場の上司や同僚に障害の理解があること	39.9	75.8	46.0	20.4	28.0	63.2	48.6
家族の理解、協力	25.7	34.2	28.0	20.8	21.9	27.2	33.6
短時間勤務や勤務日数の配慮	23.7	33.3	36.0	12.5	16.7	29.6	38.4
仕事についての職場外での相談対応、支援	20.9	43.3	23.0	9.4	10.9	36.8	32.2
通勤手段の確保	18.9	30.8	19.9	13.6	16.4	29.4	16.4
職場で介助や援助が受けられること	18.5	34.2	22.4	9.4	13.2	32.0	20.5
企業ニーズに合った就労訓練（能力向上のための取組）	17.3	34.2	18.6	9.1	10.9	28.0	24.0
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携（ジョブコーチなど）	16.5	43.3	15.5	5.7	7.1	33.6	26.0
勤務場所におけるバリアフリーの配慮	13.5	15.8	13.7	12.5	16.7	14.4	9.6
在宅勤務の拡充	12.6	15.0	20.5	6.8	10.6	7.2	22.6
その他	6.3	5.0	6.8	6.8	4.2	6.4	10.3
無回答	36.2	10.8	24.2	54.0	49.2	20.8	19.9

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

- ・「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が39.9%と最も多く、次いで「家族の理解、協力」が25.7%、「短時間勤務や勤務日数の配慮」が23.7%、「仕事についての職場外での相談対応、支援」が20.9%、「通勤手段の確保」が18.9%となっています。

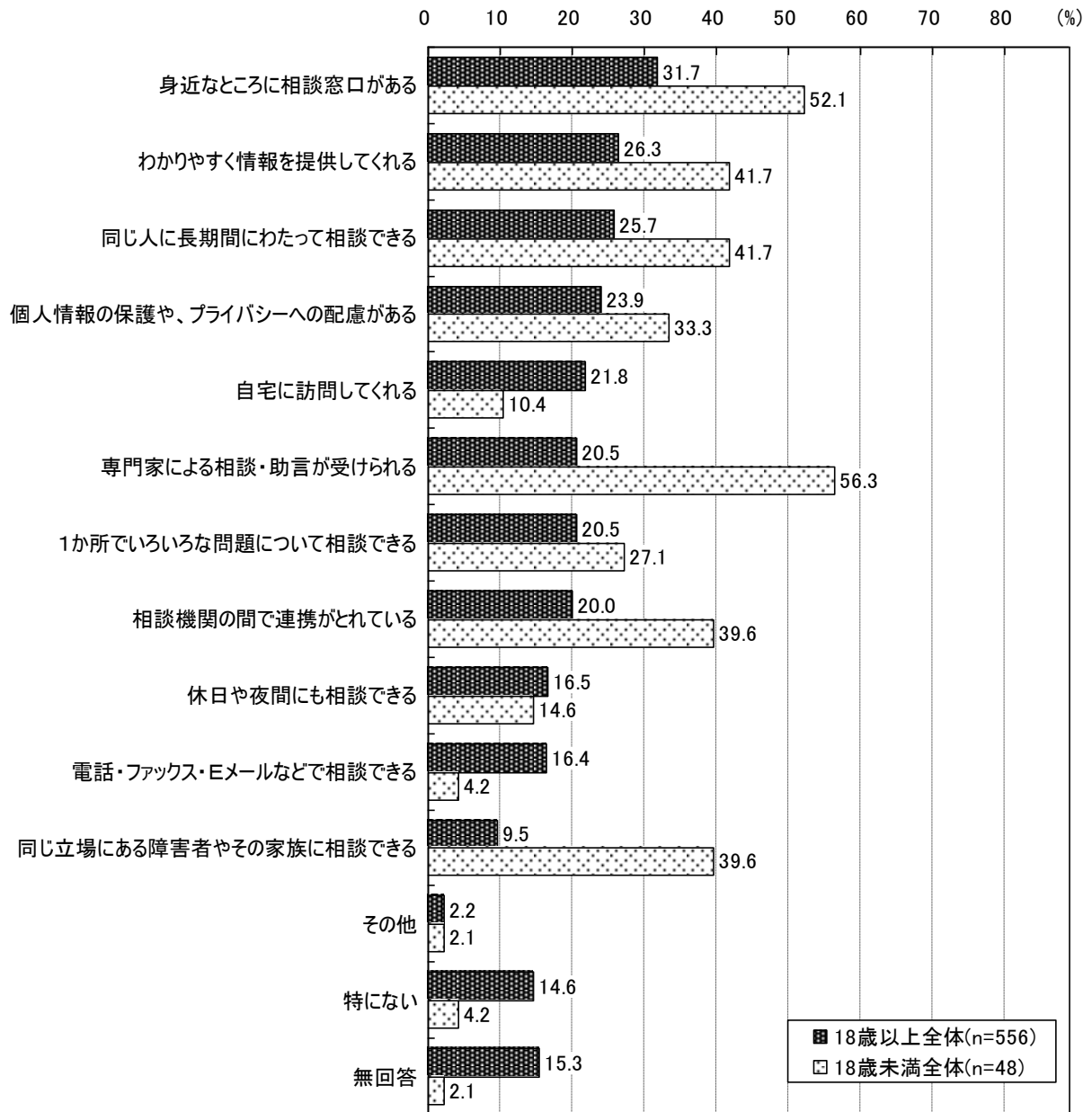
◆あなたが日常生活で困っていることや悩んでいることで、相談したいことは何ですか。

単位：%	全体 (n=556)	18～39歳 (n=120)	40～64歳 (n=161)	65歳以上 (n=265)	身体障害 (n=311)	知的障害 (n=125)	精神障害 (n=146)
十分な収入が確保できない	18.7	26.7	26.7	10.2	10.6	24.0	32.2
体調が維持できない	16.9	16.7	22.4	13.2	11.9	8.8	34.9
将来いっしょに暮らす家族がいない	14.6	24.2	21.7	6.0	8.0	16.0	29.5
趣味や生きがいを持ってない	13.3	10.0	21.1	10.6	9.0	12.8	26.0
親しい友人・知人がいない	12.9	17.5	22.4	5.3	6.4	15.2	26.0
財産や金銭管理が難しい	11.3	30.0	10.6	3.8	2.9	35.2	11.6
災害や病気の時に手助けしてくれる人がいない	9.9	8.3	14.3	8.3	9.3	9.6	11.6
働く場がない	5.9	8.3	8.7	3.0	2.6	3.2	14.4
地域の中での暮らしになじめない	4.0	5.8	5.0	2.6	1.6	8.0	6.8
家族に障害や病気のことを理解してもらえない	3.8	4.2	7.5	1.1	1.3	0.8	11.6
日常の介助者がいない	2.5	2.5	2.5	2.6	2.6	1.6	4.1
必要な医療や機能訓練が受けられない	2.0	4.2	1.9	1.1	1.3	4.8	2.7
住宅が確保できない	1.1	0.8	1.9	0.8	1.0	2.4	2.1
その他	5.0	5.0	5.0	5.3	4.8	4.8	4.8
特にない	30.8	20.0	20.5	42.6	40.2	22.4	14.4
無回答	12.8	6.7	9.3	16.6	17.0	8.8	6.2

※網かけ太字は全体構成比より10ポイント以上高いもの

- ・「特にない」と「無回答」を除いて、18歳以上の56.4%が何らかの内容で相談したいことがあると答えています。内容別には、「十分な収入が確保できない」が18.7%と最も多く、次いで「体調が維持できない」が16.9%、「将来いっしょに暮らす家族がいない」が14.6%、「趣味や生きがいを持ってない」が13.3%、「親しい友人・知人がいない」が12.9%、「財産や金銭管理が難しい」が11.3%などとなっています。

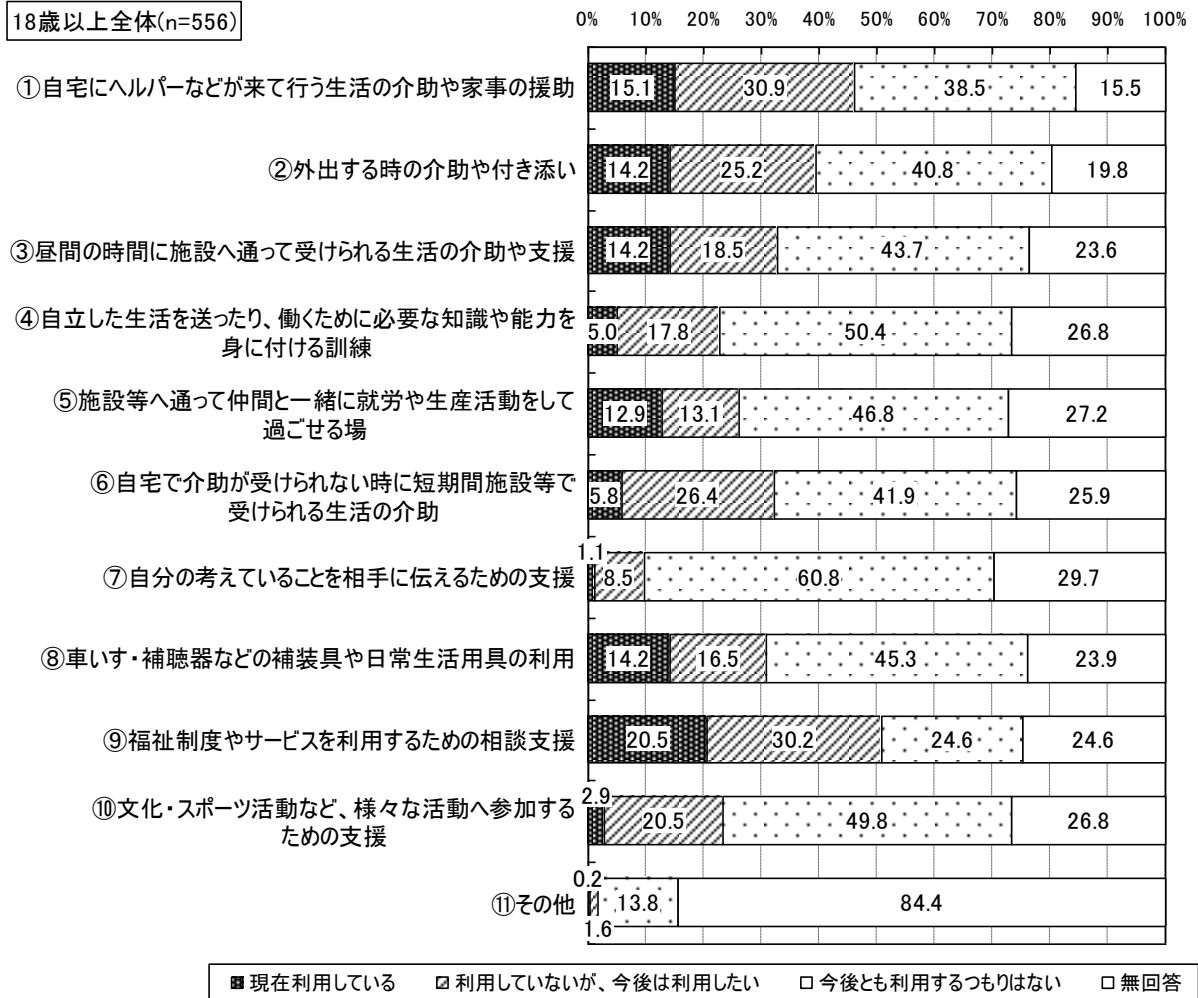
◆あなたが相談するとき、必要だと思うことは何ですか。



- 18歳以上では「身近なところに相談窓口がある」が31.7%と最も多く、次いで「わかりやすく情報を提供してくれる」が26.3%、「同じ人に長期間にわたって相談できる」が25.7%、「個人情報の保護や、プライバシーへの配慮がある」が23.9%などとなっています。
- 18歳未満では、「専門家による相談・助言が受けられる」が56.3%と最も多く、次いで「身近なところに相談窓口がある」が52.1%、「わかりやすく情報を提供してくれる」と「同じ人に長期間にわたって相談できる」がそれぞれ41.7%、「相談機関の間で連携がとれている」と「同じ立場にある障害者やその家族に相談できる」がそれぞれ39.6%となっています。

◆あなた（お子様）は、何らかのサービスを利用していますか。現在利用していない方は、今後3年以内に利用したいと考えますか。

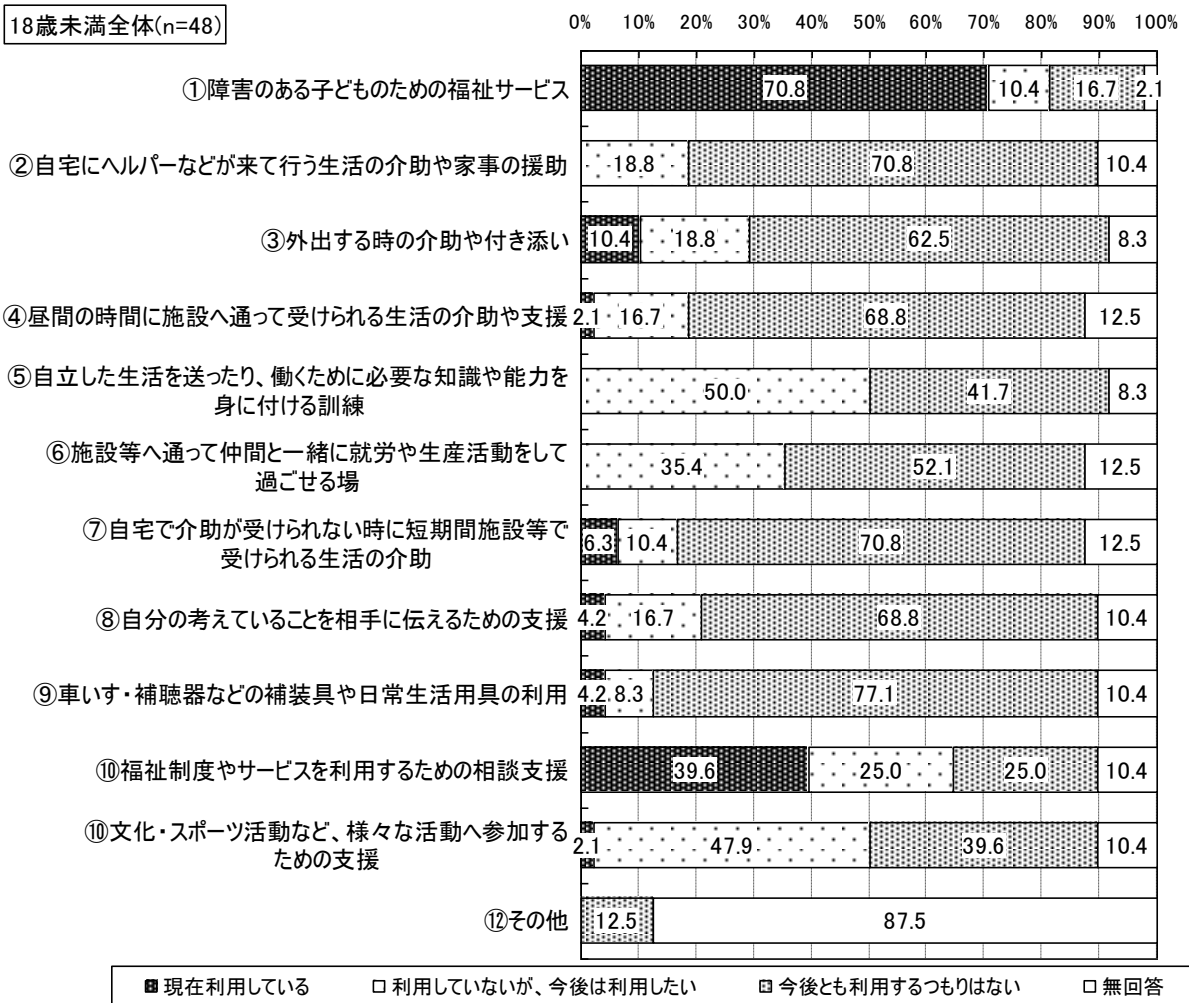
18歳以上：現在の利用状況と今後の利用



・現在利用しているサービスは多い順に、「⑨福祉制度やサービスを利用するための相談支援」(20.5%)、「①自宅にヘルパーなどが来て行う生活の介助や家事の援助（居宅介護や重度訪問介護など）」(15.1%)、「②外出する時の介助や付き添い（同行援護や移動支援など）」と「③昼間の時間に施設へ通って受けられる生活の介助や支援（生活介護など）」、「⑧車いす・補聴器などの補装具や日常生活用具の利用」がそれぞれ14.2%となっています。

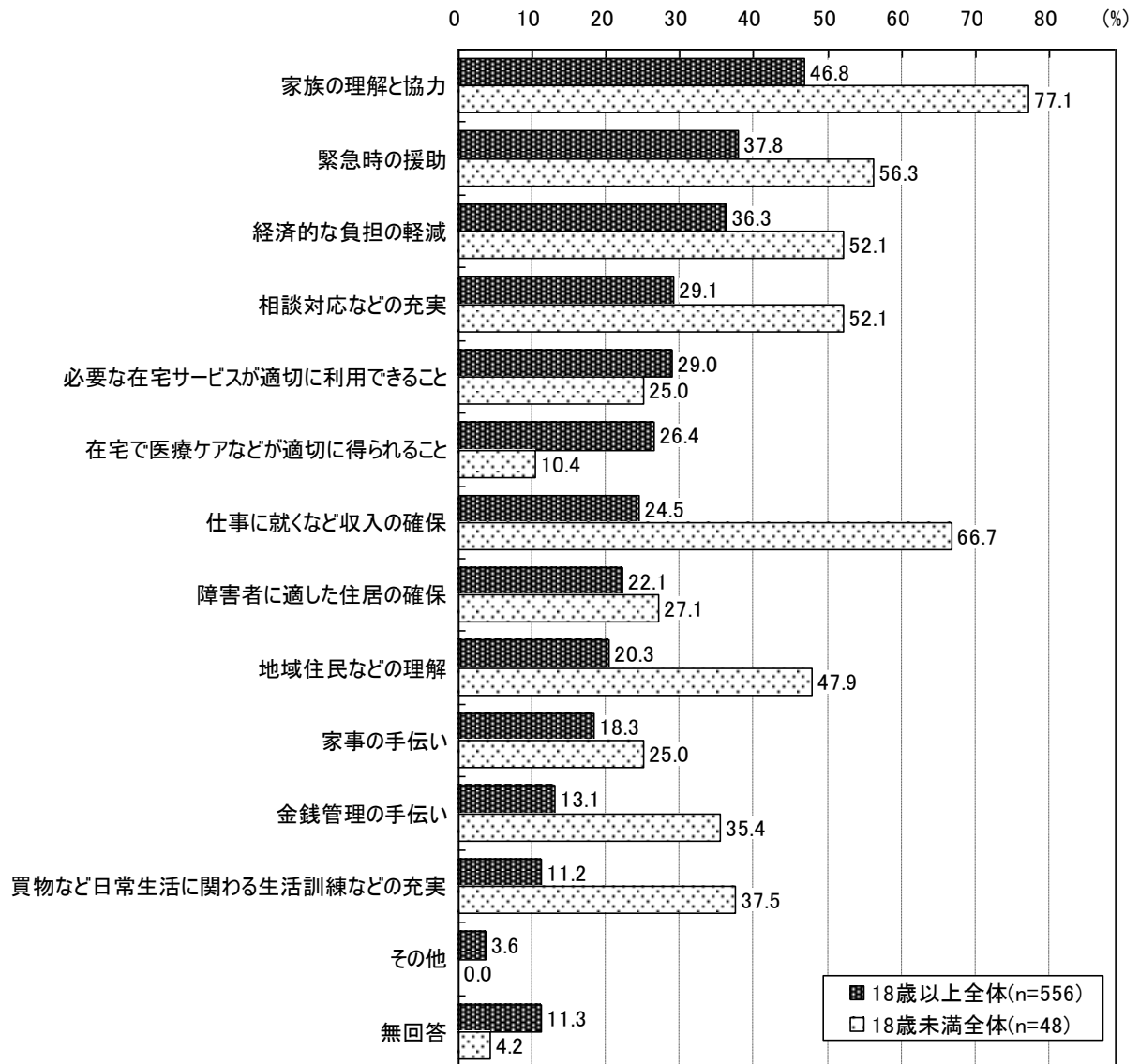
・今後利用するサービスについては、「①自宅にヘルパーなどが来て行う生活の介助や家事の援助（居宅介護や重度訪問介護など）」(30.9%)、「⑨福祉制度やサービスを利用するための相談支援」(30.2%)、「⑥自宅で介助が受けられない時に短期間施設等で受けられる生活の介助（短期入所）」(26.4%)、「②外出する時の介助や付き添い（同行援護や移動支援など）」(25.2%)などの順となっています。

18歳未満：現在の利用状況と今後の利用



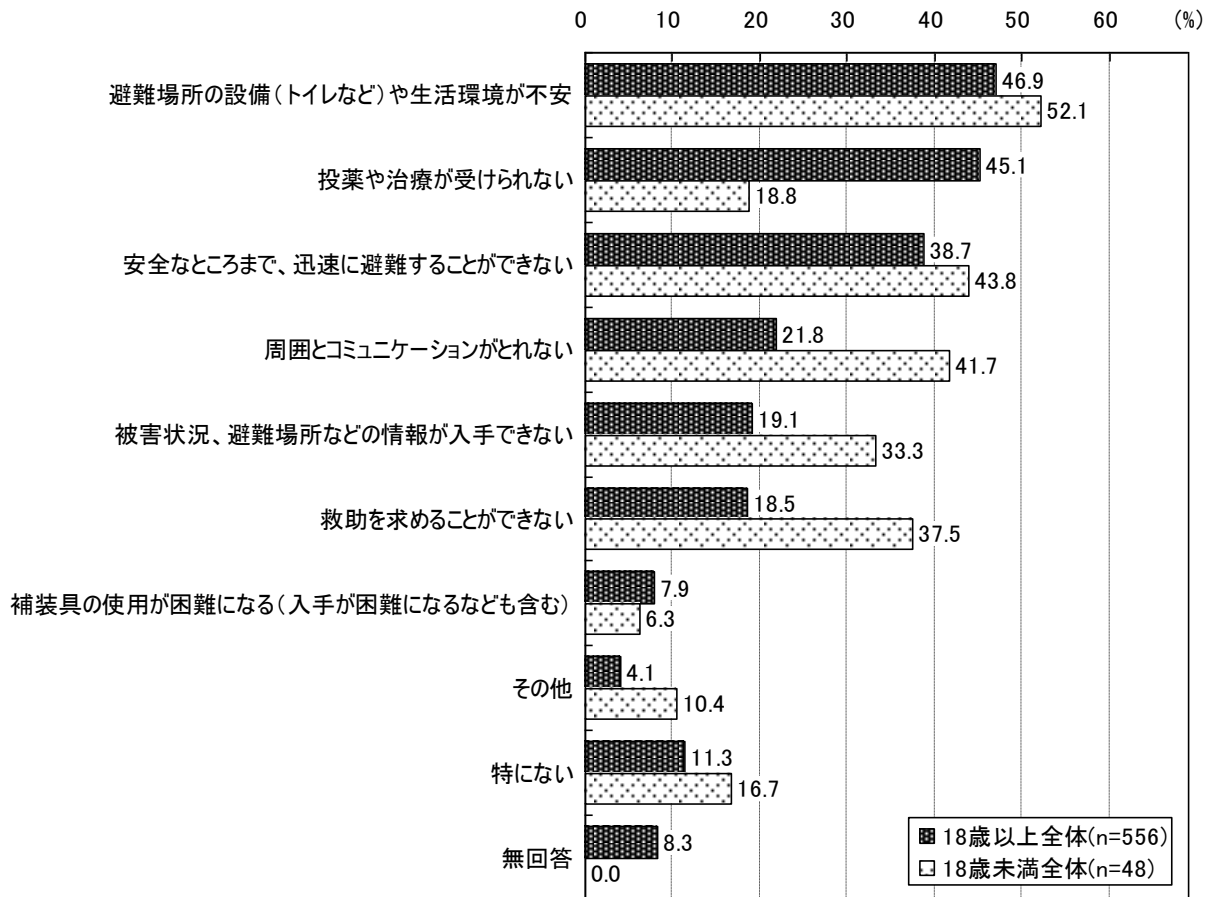
- 現在利用しているサービスは多い順に、「①障害のある子どものための福祉サービス（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）」（70.8%）、「⑩福祉制度やサービスを利用するための相談支援」（39.6%）、「③外出する時の介助や付き添い（同行援護や移動支援など）」（10.4%）などとなっています。
- 今後利用するサービスについては、「⑤自立した生活を送ったり、働くために必要な知識や能力を身に付ける訓練（自立訓練、就労移行支援など）」（50.0%）、「⑪文化・スポーツ活動など、様々な活動へ参加するための支援」（47.9%）、「⑥施設等へ通って仲間と一緒に就労や生産活動をして過ごせる場（就労継続支援、地域活動支援センターなど）」（35.4%）の順となっています。

◆地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。



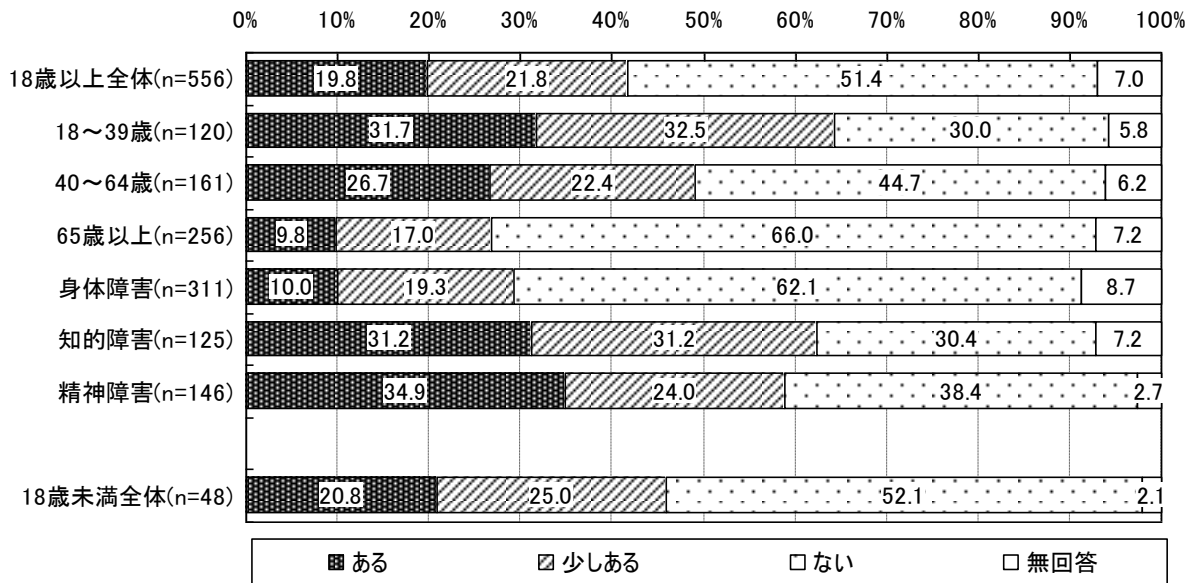
- 18歳以上では、「家族の理解と協力」が46.8%と最も多く、次いで「緊急時の援助」が37.8%、「経済的な負担の軽減」が36.3%、「相談対応などの充実」29.1%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が29.0%などとなっています。
- 18歳未満についても「家族の理解と協力」が77.1%と最も多く、次いで「仕事に就くなど収入の確保」が66.7%、「緊急時の援助」が56.3%、「経済的な負担の軽減」と「相談対応などの充実」がそれぞれ52.1%、「地域住民などの理解」が47.9%の順となっています。

◆水害や地震などの災害時に困ることは何ですか。



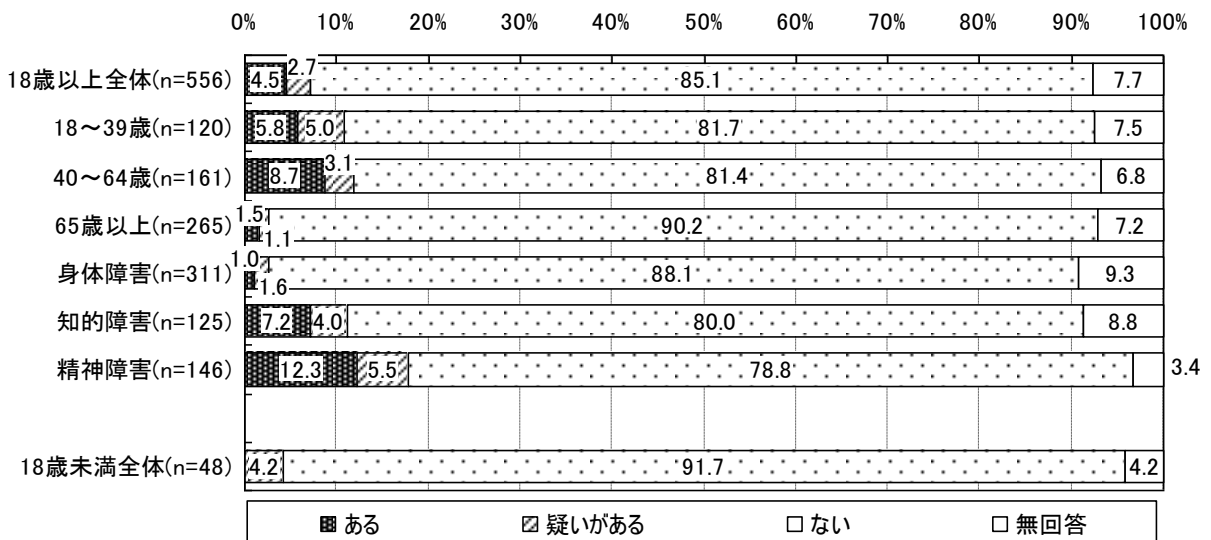
- 18歳以上、18歳未満とも「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が最も多く、18歳以上の46.9%、18歳未満の52.1%となっています。
- これに次いで18歳以上では、「投薬や治療が受けられない」が45.1%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が38.7%となっています。
- 18歳未満では、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が43.8%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が41.7%、「救助を求めることができない」が37.5%、「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」が33.3%などとなっています。

◆あなた（お子様）は、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。



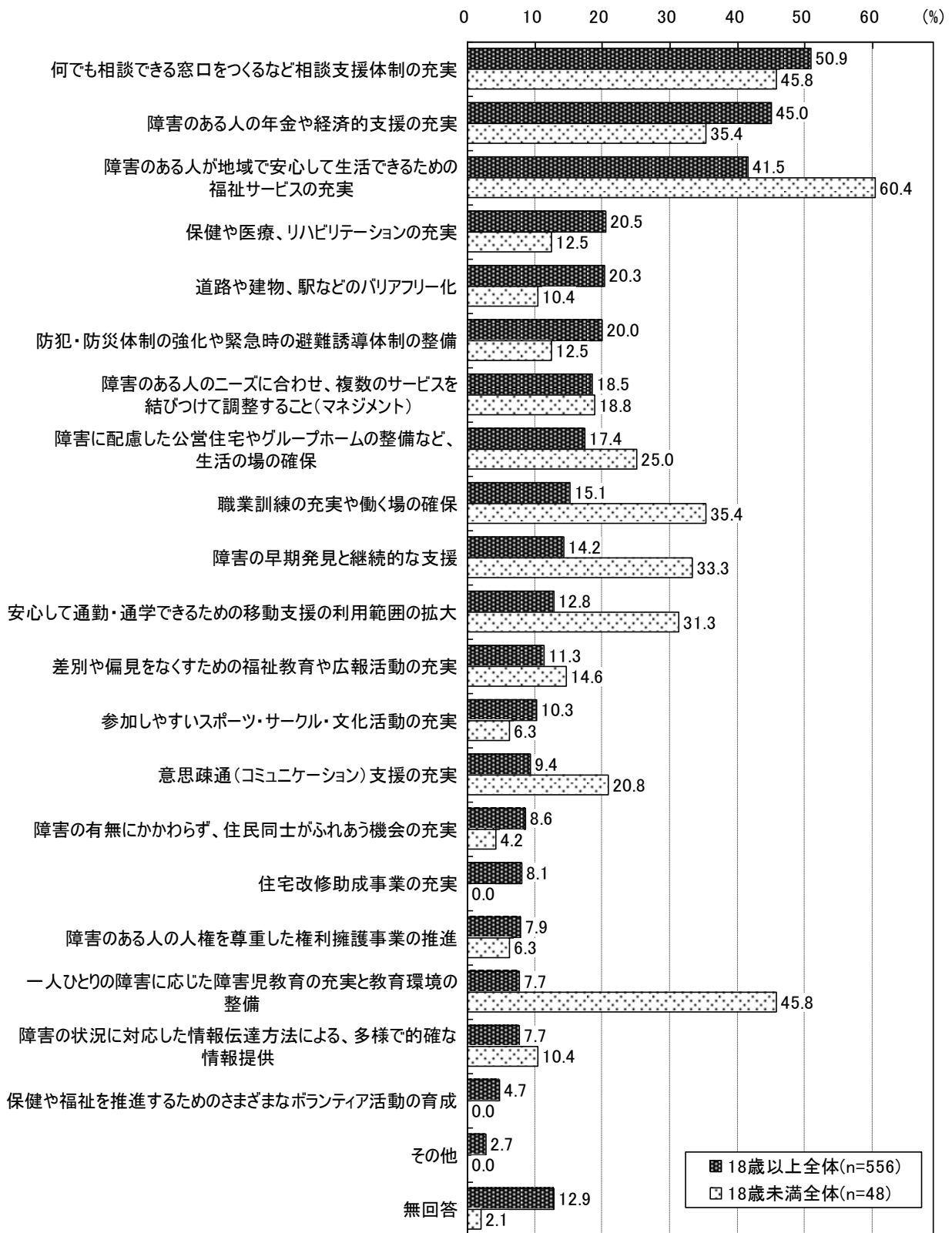
- ・「ある」「少しある」を合わせて、障害があることで差別や嫌な思いをした経験のある人は、18歳以上の41.6%、18歳未満の45.8%となっています。
- ・年齢別には若いほど経験のある人が多くなり、障がい種別ごとには、知的障害のある人で62.4%、精神障害のある人で58.9%となっています。

◆あなた（お子様）は家族や施設の職員などから虐待を受けたことがありますか。



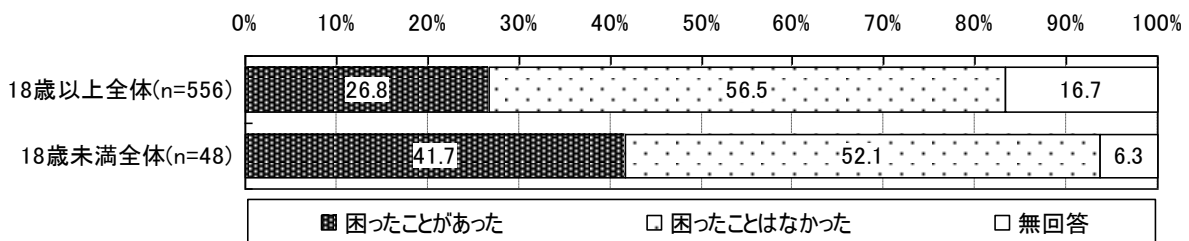
- ・18歳以上では、虐待を受けたことが「ある」が4.5%、「疑いがある」が2.7%となっています。また、18歳未満では、「疑いがある」が4.2%となっています。

◆障害者が暮らしやすいまちづくりのために重視すべきことはどのようなことですか。



- ・18歳以上では、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」が50.9%と最も多く、次いで「障害のある人の年金や経済的支援の充実」が45.0%、「障害のある人が地域で安心して生活できるための福祉サービスの充実」が41.5%となっています。
- ・18歳未満では、「障害のある人が地域で安心して生活できるための福祉サービスの充実」が60.4%と最も多く、次いで「何でも相談できる窓口をつくるなど相談支援体制の充実」と「一人ひとりの障害に応じた障害児教育の充実と教育環境の整備」がそれぞれ45.8%、「障害のある人の年金や経済的支援の充実」や「職業訓練の充実や働く場の確保」がそれぞれ35.4%、「障害の早期発見と継続的な支援」が33.3%、「安心して通勤・通学できるための移動支援の利用範囲の拡大」が31.3%の順となっています。

◆このたびの新型コロナウイルス感染症の感染拡大にあたって、何か困ったことなどがありましたか。



- ・「困ったことがあった」という人は、18歳以上の26.8%、18歳未満の41.7%となっています。

《主な自由記述》

- ・外出の自粛によりストレスがたまった。生活のリズムが乱れた。筋力が低下した。
- ・感染により重症化することが怖くて人とのかわりが減った。
- ・施設への面会ができなくなり、会えなくなった。
- ・感染した時にどのようにしたらよいか、わからなかった。
- ・作業所での仕事が減ったため、収入が減った。
- ・障害者（児）の面倒を見る者が感染した場合、残された障害者（児）がどうなるのか不安でした。
- ・コロナによる様々な制限により、本人も家族もストレスを抱えました。

(2) 計画策定に向けた事業所アンケートの結果

① 調査の概要

計画の策定に向けて、障害福祉サービス事業所、障害児福祉サービス事業所、相談支援事業所の事業・活動の状況や、本市の福祉施策、障害福祉サービスに対するご意見、次期計画に生かすべき点等を把握するために実施しました。

調査対象	市内の障害福祉サービス事業所	15事業所
	// 障害児福祉サービス事業所	5事業所
	// 相談支援事業所	4事業所
調査方法	記述式アンケート調査票の配布・回収	
調査期間	令和2年(2020年)8月～9月	

② 主な結果

《利用者からの依頼に対して、サービス提供できなかったこと》

	障害者	障害児	相談	計
新規契約を受け入れる余裕がなかった	5	1	3	9
事業所では対応できないケースだった	5	2	1	8
希望された日(時間帯)に利用が集中し、対応できなかった	3	3	1	7
希望された日(時間帯)に、事業所としてサービスが提供できなかった	4	0	0	4
利用目的がサービスの趣旨に合致しなかった	1	1	0	2
その他	2	0	0	2

《円滑に事業運営を進めていく上で、特に困難を感じること》

	障害者	障害児	相談	計
職員の人材育成が難しい	10	2	2	14
専門職の確保が難しい	8	3	1	12
事務作業が多い	4	2	1	7
利用者の継続的な確保が難しい	5	1	0	6
施設・設備の改善が難しい	3	2	1	6
必要な情報が入手しにくい	3	2	0	5
市や事業所間の連携が十分でない	1	2	0	3
利用者のニーズが把握しにくい	2	0	0	2
制度についての理解が進んでいない	0	0	0	0
その他	1	1	1	3
特に困難を感じることはない	1	0	0	1

《人材確保にあたっての課題》

	障害者	障害児	相談	計
夜間や朝夕など人材の確保が難しい時間帯がある	9	3	0	12
一定の技術を持つ人材の確保が難しい	7	2	2	11
新規学卒者の確保が難しい	6	2	0	8
転職や退職が多く人材の定着が難しい	7	0	0	7
特定の職種の確保が難しい	2	2	2	6
その他	3	1	1	5
特になし	1	0	0	1

《人材定着・離職防止のために行っている取組》

	障害者	障害児	相談	計
個人の希望に配慮したシフト設定	10	4	2	16
悩みを相談しやすい職場づくり	10	2	4	16
スキルアップのための教育・研修の充実	8	3	4	15
有給休暇を取得しやすい環境づくり	9	2	4	15
子育てや介護との両立支援	6	3	2	11
スキルや年数に応じた昇給の仕組み	6	3	1	10
業務内容の見直し・労働時間の削減	4	2	1	7
仕事のやりがいづくり	3	1	2	6
介護ロボット・ICTなどの活用	0	0	0	0
その他	1	0	1	2
特に取り組んでいることはない	0	0	0	0

《事業所定員の増員や新規参入が進まない理由》

	障害者	障害児	相談	計
職員の確保が困難である	13	5	3	21
報酬単価が低く、採算性に不安がある	7	3	3	13
事業の提供場所（土地や建物）の確保が困難である	3	1	0	4
現状で利用者が確保できていないので、定員増や新規参入は難しい	2	0	0	2
報酬設定や許認可等の制約が大きい	2	0	0	2
現状の規模を保つことができればよく、事業を拡大する意向がない	0	0	0	0
その他	0	0	0	0

《事業者として柏原市に望むこと》

	障害者	障害児	相談	計
処遇困難者への対応と支援	7	0	2	9
サービス従事者への研修	5	2	0	7
利用者のための権利擁護の推進	4	1	2	7
障害福祉に関する最新情報の提供	4	1	1	6
事業者に関する広報やPR	6	0	0	6
サービス事業者のための相談	3	0	2	5
ボランティアやNPOの育成	2	1	2	5
事業者間の連絡調整の支援	4	0	0	4
市の障害者向けサービスの情報提供	2	1	0	3
他の事業者に関する情報の提供	2	0	0	2
その他	0	0	1	1
特になし	1	1	0	2

《新型コロナウイルス感染症の感染拡大で困ったこと》

- ・利用者の方にマスクの着用を促すのが大変だった。
- ・感染防止のための必要な物資を入手することが困難だった。
- ・利用者の方とソーシャルディスタンスをとることができないため、どのように関わらべきかわからないまま今日に至っている。
- ・サービス利用の中止又は回数の減により、収入に大きく影響した。
- ・PCR検査を受けるのにハードルが高いと感じた。

《主な自由記述》

- ・課題となることについて細分化して計画を立て、取り組めたら良いと思う。
- ・市の意見交換の場や事業者間の連携に、力を入れていただきたい。
- ・柏原市には、サービスを利用していない手帳保持者も多いため、ノーマイラゼーションの視点からサービスの利用につながるような積極的な働きかけが必要だ。
- ・幼、保、小、中、支援学校との連携をもっと進めやすくするための仕組みやシステムの確立、保育所等訪問支援事業の拡充が必要だ。
- ・障害のある子どもを持つ家族向けの支援（ペアレント・トレーニング等の勉強会や家族会への支援など）の充実を求めたい。
- ・羽曳野、藤井寺、八尾などの自立支援協議会の事務局交流会などできれば良いと思う。
- ・社会資源の乏しさ、財政の問題などクリアすべき課題はたくさんあると思うが、ぜひ当事者、家族ともに自分らしく生活できる世の中に向けて計画の策定をお願いしたい。

(3) 計画策定に向けた団体アンケートの結果

① 調査の概要

計画の策定に向けて、障害者関係団体の事業・活動の状況や、本市の福祉施策、障害福祉サービスに対するご意見、次期計画に生かすべき点等を把握するために実施しました。

調査対象	市内の障害者関係団体 4 団体
調査方法	記述式アンケート調査票の配布・回収
調査期間	令和2年(2020年)8月～9月

② 主な結果

《不安に感じたり、困っていること》

- ・ 障害のことわかってもらえず誤解されることがある。
- ・ 大災害に見舞われたとき、避難所で絶対まわりに迷惑をかけてしまう。
- ・ 道路整備はされるが、歩道はがたがたのままですぐで通るのにしんどい。
- ・ 移動支援で知らない人とは出かけられない。

《新型コロナウイルス感染症の感染拡大で困ったこと》

- ・ 疾患を持っている方がコロナに罹患した場合に重症化する恐怖があった。
- ・ 店頭でマスクや消毒液が不足し入手するのが困難だった。
- ・ コロナ情報がたくさん出ているので、わかりにくい。
- ・ コロナが不安で外出するのが恐ろしい。
- ・ 当初の感染拡大の時に通所させることに抵抗感があった。
- ・ マスクが息苦しいと本人が嫌がる。人の目もあるため、注意するしかない。

《団体活動等の課題》

- ・ 会員の高齢化、新たな会員の確保が難しい。
- ・ コロナ感染に対する恐怖や不安のため、団体活動ができない。

《障害のある子どもの発達支援・障害児通所支援について》

- ・ 柏原市は子どもに関しては進んでいると思う。そのまま継続してほしい。
- ・ 保健所での2歳、3歳健診でのチェック体制や、おかしいなと感じているお母さんの相談しやすい場面があればいい。

《障害者の就労機会の拡大と就労定着、社会参加・体験について》

- ・ 障害者への支援、活動場所もっと多くの人に知らせてほしい。
- ・ 18歳になってからがとて大きな壁で、一般社会に障害を理解してもらうことはとても困難だ。障害者を受け入れてもらえる企業の開拓（企業への説明会）など、考えてもらえるとありがたい。

《生活環境づくり、災害など緊急時の支援体制づくりについて》

- ・ 安らげる住まいの確保、人員配置を。
- ・ グループホームなどの用地や住宅の確保を切に願う。
- ・ 障害に応じた災害時における支援体制づくり
- ・ 聞き取り調査に力を入れ、緊急時のマニュアルをつくり、体制をつくってほしい。

《障害のある人への理解の促進について》

- ・ 障害のある人への理解を深めるための講演会や勉強会をする。
- ・ こういう子もいるんだ、こういう障害もあるんだという情報発信が必要だ。
- ・ 事業所の活動等を知ってもらうということで、市民まつりや国分DEマルシェなどとてもありがたい。今後も参加できる催しがあればいいと思う。

《障害のある人に関わる相談支援体制について》

- ・ 障害のある人への理解はもちろん、個々への思いやりを持って接してもらえればいいと思う。
- ・ 相談支援事業所、市の職員には研修等を定期的に取り入れて、現実の障害というものを感じてほしい。そして支援を必要とする人に適切な支援・情報を提供してほしい。

《福祉制度・サービスについて》

- ・ 聴覚障害者のコミュニティ保障について拡充できるよう、計画的な推進をお願いしたい。
- ・ 本当に福祉を利用したい人へのサービスが届いているか。
- ・ 安全・安心な生活ができるよう人員を確保してほしい。

《その他》

- ・ 市民に向けての啓蒙が必要。
- ・ 毎日、安心して楽しく過ごせる場所が安全でありますように。今後もよろしく願います。
- ・ 親が先に亡くなった場合、残された障害者は一人で生きていくことは困難だ。知的障害の場合はお金の使い途、意思表示は特に難しい。後見人をつけても正しい判断が本人にできない。

第3章 障害者計画

1 基本的な考え方

(1) 基本理念

すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有と障害者の固有の尊厳を目的とする障害者権利条約の批准、そして障害の有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とする障害者基本法を踏まえ、本計画の基本理念は「柏原市障害者計画」の基本理念を引き続き承継し、次のとおりとします。

障害の有無によって分け隔てられることなく、
すべての人が基本的人権を有する個人として尊重され、
その尊厳にふさわしい暮らしが実現できる
共生の地域社会づくり

(2) 基本目標

基本目標1 地域の中で共に生きるまち

障害のある人と障害のない人が地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら地域で暮らしていけるよう、障害への理解と合理的配慮の促進に関する取組を進めるとともに、障害のある人に対する差別の解消、虐待防止に努めます。

また、障害のある人の権利を守る制度・サービスの充実と利用促進に努めます。

基本目標2 子どもを育み子育て家庭を支えるまち

障害や発達に課題のある子どもが保護者とともに地域でのびのびと安心して暮らしていけるよう、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、家庭における子育ての不安や負担の軽減、経済的な援助を図る体制づくりに努めます。

また、一人ひとりの個性を伸ばし、能力を高める支援教育の充実にも努めるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが「共に生き、共に学び、共に育つ」保育・教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育の推進に努めます。

基本目標3 地域で安心して自立した生活を送れるまち

障害のある人の重度化や家族も含めた高齢化、「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けていけるよう、相談支援・情報提供体制の充実を図るとともに、生活を支える各種施策・サービスや経済的な支援の充実にも努めます。

また、だれもが暮らしやすい生活環境づくりや防災・防犯対策の推進にも努めます。

基本目標4 就労と社会参加を進めるまち

障害のある人がその有する能力を十分に発揮し、社会に幅広く参加できるよう、一人ひとりの適性やニーズにあった多様な就労の場を確保するとともに、就労に向けた訓練の充実にも努めます。

また、障害のある人が地域で充実した生活を送ることができるよう、居場所づくりや生涯学習、スポーツ、芸術文化活動等の充実にも努めます。

(3) 施策の体系

基本目標1 地域の中で共に 生きるまち	(1) 啓発・交流	① 啓発・交流活動の推進 ② 福祉教育の推進
	(2) 地域福祉	① 地域福祉活動の推進 ② ボランティア活動の推進
	(3) 権利擁護	① 権利擁護の推進 ② 差別解消・虐待防止
基本目標2 子どもを育み 子育て家庭を支 えるまち	(1) 療育・子育て支援	① 障害の早期発見・療育体制の充実 ② 障害のある子どもの子育て支援
	(2) 学校教育	① 就園・就学相談支援体制の整備 ② 学校教育の充実 ③ 学習環境の充実
	(3) 生活支援・福祉サー ビス	① 在宅生活の支援 ② 日中活動の場の充実 ③ 生活の場の確保 ④ 各種制度の活用 ⑤ 難病患者等への支援 ⑥ 福祉人材の養成・確保
基本目標3 地域で安心して 自立した生活を 送れるまち	(1) 情報提供・相談支援	① 広報・情報提供の充実 ② 相談支援体制の充実
	(2) 保健・医療	① 健康づくりの推進 ② 医療・リハビリテーション体制の充実 ③ こころの健康づくりの推進
	(4) 生活環境・安全対策	① ユニバーサルデザインの社会づくり ② 防災・防犯対策の充実
基本目標4 就労と社会参加 を進めるまち	(1) 雇用・就労	① 雇用機会の拡大と就労支援 ② 福祉的就労の場の充実
	(2) 社会参加	① 移動・外出支援の充実 ② 意思疎通支援の推進 ③ スポーツ・文化活動等の振興 ④ 社会参加の促進

2 施策の展開（行動計画）

基本目標1 地域の中で共に生きるまち

(1) 啓発・交流

だれもが互いに尊重しあい、ともに生活を送ることができるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

① 啓発・交流活動の推進

家庭や地域、学校、職場などあらゆるところで、障害のある人への偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深めることができるよう、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進するとともに、障害のある人とない人の交流を促進します。

施策	内容
障害のある人への心のバリアフリーの推進	障害についての理解を深め、障害のある人に対する差別や偏見を解消するための啓発活動の機会を充実します。
精神障害に関する正しい理解の普及・啓発	「こころの健康講座」等を通じて、精神障害のある人の社会復帰や自立・社会参加に対する地域の人々の関心と理解を深め、心のバリアを取り除いていきます。
発達障害、高次脳機能障害のある人に関する啓発	発達障害や高次脳機能障害に関して、地域の人々の理解を深めるための啓発活動を推進します。
市民と障害のある人の交流の促進	市民と障害のある人が交流し、相互の理解が深められるような機会の創出に努めます。
ヘルプカード等の普及促進	障害のある人が災害時や外出先で困ったときに、周囲の人に提示して必要な支援を得られることを目的につくられた「ヘルプカード」や「ヘルプマーク」について、希望者に配布するとともに、カードやマークの趣旨について広く普及を図ります。

② 福祉教育の推進

子どもたちが幼少のころから障害に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校や保育所・幼稚園における福祉教育の推進に努めます。

また、あらゆる年代の住民が、様々な学習やふれあいの場を通じて、障害のある人に対する理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、各種講座・講演会の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援などに努めます。

施 策	内 容
福祉教育の推進	知識としての啓発にとどまらず、心のふれあいによる児童・生徒の障害への理解を推進します。
地域をあげた福祉学習・交流活動の促進	子どもや地域住民が、福祉の体験や気づきを通して、福祉に対する意識や実践力を育んでいけるよう、地域の団体における障害者の疑似体験などの取組を促進します。

(2) 地域福祉

地域福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくための様々な取組を進めます。

① 地域福祉活動の推進

障害のある人への理解と交流を深め、障害のある人の地域生活や社会参加に対する支援を充実していくため、社会福祉協議会、民生・児童委員などによる地域福祉活動の活発化を図ります。

小地域における福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族などに対し、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成をめざします。

施 策	内 容
地域福祉活動の推進	「地域福祉計画」に基づき、地域福祉活動の振興に努めます。また、社会福祉協議会が展開する各種の取組の拡充・活性化や組織基盤の強化について支援に努めます。
民生・児童委員活動の支援	障害のある人の身近な相談・支援者であり、共に生き、共に安心できる福祉のまちづくりの推進者となる民生・児童委員の活動に対する支援に努めます。

② ボランティア活動の推進

障害のある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野におけるボランティア活動、福祉活動への住民参加や活動の活発化を促進するため、広報・啓発、各種講座・研修の充実などによりボランティアの養成・確保を図ります。

施 策	内 容
障害者支援ボランティアの育成	社会福祉協議会や障害者団体と連携しながら、音読や手話通訳など、障害のある人を支援するボランティアの確保・育成、活動支援に努めます。
ボランティアに関する広報・啓発	広報紙やウェブページなどを通じて、ボランティア活動に関する情報提供の拡充を図り、市民の啓発に努めます。

(3) 権利擁護

障害のある人が権利の主体として尊厳を持って生活する社会をめざして、障害のある人の権利の擁護に向けた体制づくりを進めるとともに、障害のある人への差別の解消や虐待防止に向けた取組を進めます。

① 権利擁護の推進

サービス利用をはじめ、判断能力が十分でない人の意思決定を支援するため、成年後見制度など権利擁護の推進に取り組みます。

また、利用者が安心して福祉サービスを受けることができるよう、関係機関との連携のもとに、サービスの質の確保・向上に向けた取組を進めます。

施 策	内 容
権利擁護体制の整備	<p>障害のある人の権利擁護に向けて、府や近隣自治体など、関係機関との連携に努めます。</p> <p>判断能力が十分でない人の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、様々な媒体を通じて普及に努めるとともに、制度の利用支援に努めます。</p>
苦情解決体制の整備	<p>府や社会福祉協議会、サービス事業者など関係機関との連携を図りながら、福祉サービスに関する苦情解決に向けた適切な対応に努めます。</p>

② 差別解消・虐待防止

障害のある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障害者差別に関する相談への対応、障害者差別を解消するための取組などを進めていくとともに、障害のある人への虐待防止に向けた取組をより一層進めます。

施策	内容
障害者差別解消法に基づく取組の推進	<p>障害者自立支援協議会等において差別事例の対応方針を研究するとともに、差別解消の相談スキームや対応方針のガイドラインづくりに取り組みます。</p>
障害のある人への虐待防止	<p>高齢者・障害者虐待防止ネットワークを設置し、障害のある人に対する虐待の早期発見、早期対応及び再発防止について、市民や事業者への周知・啓発に努めます。</p> <p>障害のある人への虐待通報に際しては、24時間・365日受付に対応し、状況等を把握のうえ、緊急性や事由に応じ適切に対応します。また、障害児の虐待通報に対しては、児童虐待防止法に基づき、大阪府子ども家庭センター等の関係機関と連携しながら、適切に対応します。</p> <p>虐待事案の解決に向け、発生要因の分析や事後検証を行い、必要性に応じ、虐待者、養護者等への指導や相談支援を行います。</p>

基本目標2 子どもを育み子育て家庭を支えるまち

(1) 療育・子育て支援

保健、医療、福祉、教育等の緊密な連携を通じて、障害や障害につながる疾病を早期に発見し、早期に適切な療育に結びつけていくとともに、児童福祉法に基づくサービスを中心に、障害や発達に課題のある子どもの状態や成長過程、利用ニーズに応じたサービスの充実を図ります。

① 障害の早期発見・療育体制の充実

母子保健事業の充実に努めるとともに、乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の充実を図ります。

障害のある児童に対しては、早期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来への社会参加へとつなげていく必要があるため、身近な地域で適切な療育を受けることができる体制の整備を図ります。

施 策	内 容
乳幼児期における障害の早期発見	乳幼児健診の実施等を通じて、子どもの心身の課題を早期に発見するとともに、障害の状況に応じて適切な療育を受けることができるよう支援します。
相談支援体制の整備	一人ひとりの子どもの障害の状況に応じて一貫して適切かつ効果的な支援を進めるため、障害者自立支援協議会に専門部会（こども部会）を設置し、各相談支援事業所や関係機関の連携を図るなど、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して、障害のある子どもやその保護者に対するニーズ等の把握を行い、支援体制の整備を図ります。

施 策	内 容
療育体制の充実	<p>療育体制の充実を図るとともに、幅広く周知されるように広報・啓発に取り組みます。</p> <p>発達の遅れがみられる幼児に対する療育指導や発達相談、地域子育て支援拠点で実施している親子教室や療育教室等での子育て相談など、児童の早期療育に結びつけるとともに、保護者が子どもの障害や発達上の課題を理解し、家庭で適切な対応ができるよう支援します。</p> <p>発達障害やその傾向がある子どもを持つ保護者や育児に不安がある保護者などを対象にしたペアレントプログラムやペアレントトレーニングを実施します。</p>

② 障害のある子どもの子育て支援

「共に生き、共に学び、共に育つ」という視点のもと、障害のある児童が健やかに育っていくための支援体制の充実を図ります。

施 策	内 容
就学前施設における障害児保育及び、支援教育の充実	<p>障害のある子どもに対する保育需要の動向に応じて認定こども園等における保育教諭等の加配を進めるとともに、施設・設備などの改善・充実、職員理解を深めるための研修など、障害児保育の実施に向けた体制づくりに努めます。</p>
障害のある児童の支援サービスの充実	<p>障害児支援サービスについては、関係機関や事業所との連携を図りながら、需要に応じたサービス量の確保に努めます。また、学校の空き教室の活用等も必要に応じて検討します。</p> <p>医療的ケア児コーディネーターを設置し、体制の強化を図ります。また、医療的ケアが必要な児童に対する支援体制に向けた関係機関による協議の場の体制強化を図ります。</p>
障害児支援利用計画の作成	<p>障害のある児童の心身の状況、その置かれている環境、利用意向等を勘案し、「障害児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定が行われた後に関係者との連絡調整等を行うとともに、「障害児支援利用計画」を作成します。</p>

(2) 学校教育

障害のある子どもの個性や可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択に基づき自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育内容の充実に努めるとともに、学校施設やその設備の整備を推進します。

また、障害のあるなしに関わらず子どもたちが、「共に生き、共に学び、共に育つ」、インクルーシブ教育体制の構築を図ります。

① 就園・就学相談支援体制の整備

一人ひとりの個性と能力に応じた適正な就園・就学を図るため、関係機関の連携強化を図り、相談体制の充実に努めます。

施策	内容
就園・就学相談の充実	障害のある子どもに一貫した支援を行うために、福祉・保健・医療等との連携を密にし、本人及び保護者の意向、障害の状況などを踏まえ、就園・就学時に適切な保育・教育の場が選択できるよう相談の充実に努めます。

② 学校教育の充実

障害のある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばして地域で自立し社会参加していけるよう、障害のある子どもと障害のない子どもが「共に生き、共に学び、共に育つ」ことを基本理念として、障害のあるすべての児童・生徒の発達段階に応じたきめ細かな指導や、連続性を大切にしたい一貫した支援の充実に努めます。

施策	内容
多様な学びの場における教育環境及び支援体制の充実	関係機関や専門家との連携・協力を強化し、幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立った個別の教育支援の実現に向け、小・中学校における通常学級や通級指導教室、支援学級、支援学校といった多様な学びの場における教育環境及び支援体制の充実に努めます。
教職員の専門性の確保	一人ひとりの子どもたちの障害の重度・重複化、多様化などを踏まえ、様々な障害に関する研修を充実し、教職員の質の向上を図ります。また、療育・教育関係機関との情報交換・連携、地域などの人材活用を図ることを通して、指導力の向上に努めます。

施 策	内 容
放課後等の活動の場の充実	障害のある子どもの放課後、長期休暇の活動の場の充実を図ります。

③ 学習環境の充実

障害のある子どもが学習や生活面で支障をきたさないよう、また緊急時の避難場所や体育館開放などの利用に配慮して学校教育施設のバリアフリー化を進めるとともに、教育設備などの充実に努めます。

施 策	内 容
教育施設のバリアフリー化	誰もが安心して学校に通えるよう、スロープや手すりの設置、トイレの改修など、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。
機器や設備の整備	障害のある子どもの学習や生活のための適切な環境を整える観点から、教材などについて、情報機器など学習を支援する機器や設備の整備を推進します。 また、機器活用のための研修を開催します。

基本目標3 地域で安心して自立した生活を送れるまち

(1) 情報提供・相談支援

障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報を提供します。また、障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めます。

① 広報・情報提供の充実

広報紙やパンフレット、ウェブページなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進などを通じて情報の提供に努めます。

また、障害のある人が利用できる各種制度・サービスや、保健・医療、教育・療育、雇用・就労、スポーツ・文化活動などの情報を、障害のある人や家族などがわかりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。

施 策	内 容
障害福祉に関する情報提供の充実	広報紙やパンフレット、ウェブページなど多様な媒体を通じて障害者手帳の申請方法、各種支援制度・サービスの内容と利用方法などをわかりやすく紹介し、内容も充実していきます。
情報のバリアフリー	視覚や聴覚に障害のある人などに的確に情報が伝わるよう、点字・音訳やウェブページ・SNSによる広報など多様な方法による情報提供に努めます。 また、知的障害のある人などにもできるだけわかりやすい表現（平仮名やルビ）などを用いるように努めます。

② 相談支援体制の充実

障害のある人が、不安や悩みを軽減し、自立への意識を高め、必要なサービスを利用できるよう、ライフステージに沿った総合的・継続的な相談支援を可能とするために、相談支援体制のより一層の充実に努めます。

施策	内容
相談支援体制の充実	<p>多様化・複雑化する相談内容に対応し、切れ目無く一貫した支援が実施できるよう、相談支援体制の強化や関係機関のさらなる連携を図るとともに、相談支援体制の評価・検証を行う体制を構築します。</p> <p>障害のある人にかかわる相談窓口や事業が広く周知されるよう情報提供を行います。</p>
障害者相談支援事業の推進	<p>障害の状況やライフステージ、家庭や住まいの状況等の生活課題、サービス利用意向などに応じて各種の支援制度・事業、社会資源などについての情報提供に努めます。</p> <p>また、障害のある人が自らの決定に基づき必要かつ効果的なサービスが利用できるような相談支援の実施、サービス等利用計画の作成に努めます。</p>
身近な相談機能の充実	<p>身近な地域における相談者となる障害者相談員や民生委員児童委員等の活動支援に努めます。また、これらの制度がより多くの人に利用されるよう、周知を図るとともに、研修会などによって相談員の資質向上を図ります。</p>
障害者自立支援協議会の充実	<p>地域の課題把握とその解決に向けた取組の協議・検討・調整などを、関係機関の参画のもとに進める機関として、障害者自立支援協議会の運営と活動の充実に努めます。</p>

(2) 保健・医療

障害の原因となる疾病の発生予防、早期発見・早期治療を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、保健・医療サービスなどの提供体制の充実に努めます。

① 健康づくりの推進

市民の心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、健康診査、保健指導、健康教育など保健事業の充実に努めます。また、障害のある人の健康づくりを支援するため本人や家族に対する日常的な健康管理に関する情報の提供、受診しやすい健診体制の整備、健康相談・保健指導の充実などに努めます。

施 策	内 容
障害の原因となる疾病の早期発見と継続的な支援	<p>障害の原因となる生活習慣病やこころの病気の予防に重点を置くため、「健康かしわら21」に基づき、各種健康診査、各種がん検診、歯周疾患検診、こころの健康相談等を実施します。</p> <p>また、筋力や認知力の低下により要介護状態になることを予防するために、介護予防事業を推進します。</p>

② 医療・リハビリテーション体制の充実

障害のある人の地域における自立した生活を支えていくため、障害の状況に応じた継続的かつ総合的な治療・訓練を提供できるよう、関係機関との連携のもとにリハビリテーション体制の充実や、医療的ケアを必要とする人が自宅や施設で安心して過ごせる体制の整備に努めます。

施 策	内 容
医療サービスの充実	<p>障害のある人が身近な地域の医療機関で診療を受けられるように、医師会等との連携により地域の医療機関での受診機会の拡大や歯科保健に関する教育や歯科健康診査の充実を歯科医師会などとの連携により実施します。</p>
医療費負担の軽減	<p>障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を公費負担する自立支援医療の円滑な実施に努めます。また、重度障害者医療費公費負担制度などの充実に努めます。</p>

施 策	内 容
地域リハビリテーションの充実	<p>在宅の障害のある人に対する各種医療機関におけるリハビリテーション医療実施体制の充実を図るとともに、作業療法士や理学療法士等の専門従事者の質的・量的な充実を図ります。</p> <p>中高齢期の障害のある人に対しては高齢者施策との連携に努め、介護予防の取組を行うための地域リハビリテーション活動支援事業を積極的に活用し、機能強化を図ります。</p>

③ こころの健康づくりの推進

こころの健康に対する住民の関心を高め、精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、関係機関との連携により正しい知識や情報の啓発に努めます。また、受診や治療継続のために必要な医学的指導やケースワークなど相談支援体制の充実を図ります。

施 策	内 容
精神保健福祉活動の推進	<p>精神障害のある人に対する市民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動や、精神障害のある人に対して社会復帰の支援を推進します。</p>
精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	<p>精神疾患の早期発見・治療の促進や家庭内適応、社会適応・社会的自立を援助するため、保健所、地域活動支援センター、相談支援事業所と連携し、障害のある人や家族に対する相談支援事業などの充実に努めます。</p>
精神科医療体制の充実	<p>専門医療機関と連携し、患者や家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援していきます。また、精神症状の悪化に伴い、医療保護の必要な人への精神科救急体制については、府の救急医療体制との連携を図り、対応に努めます。</p>
自殺予防対策の推進	<p>自殺予防に対する正しい知識の普及・啓発に向け、ゲートキーパー研修の実施、自殺予防や相談窓口等を掲載したチラシ等の配布などの取組を進めます。</p>

(3) 生活支援・福祉サービス

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに福祉サービス等の生活支援施策の一層の充実に努めます。

① 在宅生活の支援

障害の重度化・重複化、障害のある人自身や家族の高齢化など、障害のある人を取り巻く状況や動向を踏まえながら多様な利用者意向に対応し、利用者自らが主体的にサービスを選択できるような各種生活支援サービスの充実に努めます。

施 策	内 容
居宅介護など訪問系サービスの推進	障害のある人が地域社会のなかで安心して、また自ら望む生活が送れるよう、身体介護、家事援助などのサービスを、障害の種類や程度に応じて適切に提供できるよう努めます。
短期入所サービスの推進	一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、サービス事業所との調整により受け入れ体制の拡充を図るなど、必要なときに利用できるようなサービス提供に努めます。
日中一時支援事業の実施	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
その他の生活支援サービスの充実	障害のある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう補装具費や日常生活用具の給付、訪問入浴サービス事業、生活支援事業、配食サービス、福祉理容など、障害の状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。

② 日中活動の場の充実

障害のある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、府や関係機関、サービス事業所と連携・調整を図りながら、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。

施策	内容
自立支援給付によるサービスの提供	障害者総合支援法に基づく介護給付や訓練等給付の日中活動系サービスの提供を促進します。
地域活動支援センター事業の実施	創作活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う地域活動支援センター事業を行います。

③ 生活の場の確保

障害のある人が地域社会の中で自立し、安心して暮らしていけるよう、グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、障害者支援施設の利用者や精神科病院の長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、関係者とともに取り組を進めます。

施策	内容
地域における生活の場の確保	障害のある人が、地域のなかで必要な援助を受けながら共同生活を送る場となるグループホームの開設を促進するため、府や近隣自治体、関係機関と連携しながら、運営法人などへの指導や調整、助成、支援などに努めます。
施設入所支援サービスの提供	障害者総合支援法に基づく「施設入所支援」の対象となる入所施設について、広域的な調整のもと、サービスを提供します。また、障害や家庭の状況、障害のある人・家族それぞれの意向を尊重しながら、入所施設に関する相談支援、情報提供に努めます。
地域生活への移行に向けた取組の推進	障害者支援施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民などの理解と協力のもとに、地域生活への円滑な移行を図るための支援のあり方を関係者ととも検討し、相談支援などの取組を進めます。
入所施設やグループホームなどにおける生活の質の確保	入所施設やグループホームなどにおける生活が利用者の意向に的確に応えたものであり、利用者の一人ひとりが人権を尊重された快適な生活を送ることができるよう、サービス内容の充実にサービス事業所に要請します。

④ 各種制度の活用

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度の周知に努め、有効活用を図ります。

施 策	内 容
各種制度の周知と利用促進	障害のある人や家族の生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度などについて制度の手引きを作成し、制度を有効に活用できるよう相談支援を行います。
各種年金・手当など	障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、各種年金、手当など国や府の制度を案内します。 障害年金など個人の財産については、障害のある人が成年後見制度などを利用して、安心して適切に管理できるよう支援します。
利用者負担への配慮	自立支援給付に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用者負担については、国・府における基本的な考え方や周辺自治体と連携し、配慮した軽減策に努めます。
所得保障に関する働きかけ	障害のある人が安心して生活できるよう、年金や一般就労が難しい人の収入の確保、税制面など障害のある人を支える家族への配慮など、各種制度の充実や支給範囲の拡大などについて、国・府、関係機関に働きかけます。

⑤ 難病患者等への支援

関係機関との連携・協力を通じて対象者の把握に努めるとともに、相談支援体制や生活支援サービスの充実に努めます。

施 策	内 容
難病患者等の支援体制の充実	保健所や関係機関等と連携し、難病患者等に関する総合的な相談支援体制の整備を進めます。 また、福祉のてびきやパンフレット等により難病患者への情報提供を行うとともに、難病日常生活用具の給付を実施します。

⑥ 福祉人材の養成・確保

障害者施策における専門分野の人材やボランティアの養成を図るとともに、障害のある人への理解を一層深めるため、市職員研修の充実を図ります。

施 策	内 容
サービス従事者の確保と資質向上	関係機関との連携のもと障害特性を理解し、的確に対応できる支援スタッフの確保、資質向上に努めます。
福祉人材の養成の推進	手話通訳・要約筆記に関して、教室等で養成された人材を対象に登録試験を実施し、登録通訳者として派遣します。
職員研修の充実	障害支援区分の決定にあたり、認定調査員としての専門知識・技術が必要となるため、大阪府と連携し職員の研修を推進します。

(4) 生活環境・安全対策

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、交通機関などの環境整備を進めます。

災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関との連携のもと、体制の充実を図るとともに、地域をあげた防犯対策の推進に努めます。

① ユニバーサルデザインの社会づくり

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、「ユニバーサルデザイン」に関する住民・事業者の理解を促進するとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化、道路交通環境や公共交通機関の整備・改善を進めていきます。

施策	内容
障害のある人の住宅改造や確保等の促進	障害のある人が地域で安心して住み続けることができるよう、住宅改造助成事業の推進に努めます。
建築物のバリアフリー化の推進	大阪府福祉のまちづくり条例に適合するよう、情報提供に努めます。
公共交通機関、歩行者空間等のバリアフリー化の推進	公共交通機関や関係機関へ障害種別に対応したバリアフリー化の推進を要望し、誰もが利用しやすい公共交通機関や歩行者空間などの整備に努めます。

② 防災・防犯対策の充実

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、自然災害や火災、不慮の事故などの緊急時に備えて、支援の必要な障害のある人などの日常的な実態把握から、緊急通報、救出・避難誘導、避難所などでの生活に至るまで、地域をあげた支援体制の確立に努めるとともに、災害発生後の適切で迅速な相談支援体制づくりに努めます。

また、障害のある人が犯罪被害にあうことのないよう、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、消費者被害対策の充実に努めます。

施策	内容
防災対策の充実	<p>関係機関や地域との連携及び制度の周知により、災害時における障害のある人の特性に応じた安全確保に努めます。</p> <p>避難行動要支援者名簿を適宜更新することにより、避難支援が必要な人の情報把握を行うとともに、避難支援等関係者と連携して、避難支援が必要な人それぞれの避難方法等を定めた個別計画の策定に努めます。</p>
防犯対策の充実	<p>警察、企業、防犯協会、自治会等による防犯ネットワークの確立に努め、障害のある人の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯に関する情報を発信します。</p> <p>また、地域におけるLED防犯灯や防犯カメラの設置を支援することでハード面の整備を推進し、すべての人が安全・安心して暮らせるまちづくりを進めます。</p>
消費者被害対策	<p>悪質商法等の被害未然防止のため、様々な機会を捉え啓発を行います。また、広報紙・ウェブページ等の媒体を活用し積極的に情報の発信を行います。</p> <p>また、消費者被害相談に対しては、迅速かつ効果的な解決に努めます。</p>

基本目標4 就労と社会参加を進めるまち

(1) 雇用・就労

行政自らが障害のある人の雇用に努めるとともに、各種制度を活用した民間企業等での雇用の積極的な促進など、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。

また、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。

① 雇用機会の拡大と就労支援

障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、就労支援体制の確立に努めます。また、障害のある人の職業能力の習得・向上、就職後の就労定着などを図るため、相談支援・情報提供体制、職業訓練などの支援体制づくりを進めます。

施策	内容
雇用・就労促進のための体制づくり	障害のある人の地域就労支援の拠点である八尾・柏原障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所、障害者自立支援協議会等と連携し、障害のある人の一般雇用・就労を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など、一貫した就労支援を行えるような支援体制づくりに努めます。
市における雇用の推進	障害者雇用における先導的役割を果たすため、市における障害のある人の雇用の推進に努めます。また、採用した障害のある人がいきいきと働けるよう、個々の障害の状況に応じた配慮に努めます。
障害者雇用の促進	障害のある人の就労を促進するため、一般企業等を対象とした啓発活動を通じて事業主などの理解を促すとともに、新たな職場の開拓や就労しやすい環境づくりに努めます。 また、就労意欲を持つ障害のある人が、その能力や適性に合った就労を実現するため、関係機関と連携しながら、就労に関する相談体制の充実に努めます。
職業能力開発の充実促進	障害のある人の職業能力開発の促進のため、各種関連機関や国・府等の事業の情報提供を行います。

施 策	内 容
福祉的就労から一般就労への移行	自立支援給付の就労移行支援などの利用を通じて、福祉的就労の場に通う障害のある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進するとともに、就労支援関係機関による協力・支援体制づくりに努めます。
雇用先における障害のある人の人権の擁護	雇用先の事業所などにおいて、障害のある人が雇用差別など障害を理由とした人権侵害を受けることのないよう、関係機関と連携し適切な措置を講じていきます。 採用後に精神疾患を発病した人や中途障害の人については、円滑な職場復帰や継続的に就労できるように努めます。

② 福祉的就労の場の充実

福祉的就労の場に通う障害のある人がいきいきと働きながら収入が得られるよう、また、福祉的就労事業所の安定運営と機能強化を図るため、障害者優先調達推進法に基づく調達方針の運用に取り組みます。

施 策	内 容
福祉的就労の場の充実	一般企業などでの雇用が困難な障害のある人に対して、身近な地域において就労の場を確保できるよう、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業所等（A型・B型）等、障害の状況に応じた福祉的就労の場の充実に努めます。
福祉的就労の場の機能強化	就労継続支援事業所等における販路拡大、販売体制の充実に支援します。また、商品開発や経営ノウハウの向上など、福祉的就労の場の機能強化について、民間企業や経済団体の協力を得ながら、取組を進めます。
公的機関における委託業務の拡大	障害者就労事業所等の受注機会の拡大を図るため、障害者優先調達推進法に基づく調達方針に基づき、調達、調達実績の公表などに取り組みます。

(2) 社会参加

外出や意思疎通の支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動に参加するための条件整備を進めます。また、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取組を進めるなど、多様な住民活動の促進に努めます。

① 移動・外出支援の充実

社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、各種の外出支援サービスの充実を図るとともに、多様な支援を行います。

施策	内容
移動・外出支援に関わるサービスの提供	同行援護・行動援護など自立支援給付によるサービス、地域生活支援事業における移動支援事業、民間団体による移送サービスなど、障害のある人の移動を支援する事業を実施します。
タクシー利用料金の助成制度等の充実	外出が困難な重度の在宅の障害のある人に対して、タクシーやリフト付きタクシーの料金、自動車を改造する場合の費用、自動車運転免許の取得費用の一部助成をすることにより、生活行動範囲の拡大を支援し、社会参加の促進を図ります。

② 意思疎通支援の推進

障害のある人が多くの人々と円滑に意思疎通が行えるよう、手話通訳者や要約筆記者等の派遣など、支援が必要な人に対する意思疎通支援の充実を図ります。

施策	内容
コミュニケーション支援体制の充実	公共機関の窓口等で手話による対応ができるよう、手話通訳者の設置や登録手話通訳者の養成、技術向上を図り、派遣体制の充実に努めます。 手話での通訳が困難な中途失聴者などの意思疎通（コミュニケーション）支援のため、要約筆記者の養成や派遣体制の充実に努めます。また、市が主催する講演、催し等の事業について手話通訳者や要約筆記者を配置することで聴覚に障害のある人等の社会参加を促進します。
各種奉仕員の養成促進	意思疎通（コミュニケーション）支援にかかる人材確保のため、手話、要約筆記、点訳、朗読奉仕員の養成を推進します。

③ スポーツ・文化活動等の振興

障害のある人が学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、文化・芸術活動などを通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図れるよう、気軽に活動に参加できるための条件整備や支援人材の育成などに取り組みます。

施策	内容
生涯学習の推進	障害の有無に関わらず、誰もが学びたいときに学べる学習機会の提供に努めます。 視覚障害者等が読書に親しむことができる環境の整備を推進します。
スポーツ・レクリエーション活動に対する支援の充実	障害のある人のニーズを踏まえ、多くの方が参加できるように、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供と周知を図ります。
文化・芸術活動の推進	障害のある人の利用に配慮した文化施設の改善整備や、各種の文化活動での適切な指導ができる指導員の養成など、活動内容の充実とともに、文化芸術活動の基盤づくりに努めます。

④ 社会参加の促進

政策決定の場や、地域社会におけるコミュニティ活動、まちづくりなどに、障害のある人や家族が参画しやすい環境づくりに、当事者団体・事業者とともに努めます。また、障害者団体による活動の支援に努めます。

施策	内容
政策・方針検討の場への参画促進	各種審議会や委員会など、政策・方針検討の場への障害のある人の積極的な参画を図ります。また、今後進める新たな施策・事業などについて、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを検討します。
障害者団体の活動への支援	障害者団体等における自主的な活動を支援するとともに、関係団体への障害のある人や家族の加入促進を図ります。 障害のある人や家族が周辺地域や府内外の障害者団体の行事・会合などに参加し、活動の輪を広げて活躍できるよう支援します。
地域活動へ参加しやすい環境づくり	地域で行われる活動への障害のある人の参画を促進するため各種団体と連携しながら参加しやすい環境づくり、支援体制の充実などに努めます。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20第1項に基づき、第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画を一体的に策定します。

障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。また、障害児福祉計画は、障害や発達に課題のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容と見込量等を定めるものです。

本計画で掲げる成果目標、活動指標（サービス見込量等）については、今までの利用実績を加味しつつ、令和元年度（2019年度）上期と令和2年度（2020年度）上期の利用実績の変化を検証するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響も踏まえつつ設定しています。

1 基本的な考え方

（1）国の基本指針

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けて、令和2年(2020年)5月に国が示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」とします。）の内容を概括すると、次のようになります。

① 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

(2) 大阪府の基本的な考え方

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定に向けて、大阪府が令和2年(2020年)10月に示した「第6期市町村障がい福祉計画及び第2期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」の内容を概括すると、次のようになります。

市町村においては、第4次大阪府障がい者基本計画(平成24年度(2012年度)～令和2年度(2020年度))の基本理念、基本原則及び最重点課題や令和3年度を始期とする第5次大阪府障がい者計画の策定に係る大阪府障がい者施策推進協議会の意見具申等にも配慮の上、本計画を作成する。

第4次大阪府障がい者計画(平成24年度(2012年度)～令和2年度(2020年度))

基本理念	人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり
基本原則	<ol style="list-style-type: none"> 1 権利の主体としての障がい者の尊厳の保持 2 社会的障壁の除去・改善 3 障がい者差別の禁止と合理的配慮の追求 4 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現 5 多様な主体による協働
最重点課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進 2 障がい者の就労支援の強化 3 施策の谷間にあった分野への支援の充実

第5次大阪府障がい者計画策定に係る大阪府障がい者施策推進協議会意見具申

基本理念	全ての人間(ひと)が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり
基本原則	<ol style="list-style-type: none"> 1 障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持 2 多様な主体の協働による地域づくり 3 あらゆる分野における大阪府全体の底上げ 4 合理的配慮の追求によるバリアフリーの充実 5 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現

2 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者のうち、地域での生活を希望する者が安心して暮せるよう、社会資源の確保に努め、地域の支援体制を推進します。

区 分	目 標	備 考
地域生活への移行者数 (令和5年度末までの延べ数)	3人	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の6%以上の地域移行と、前計画で定める令和2年度(2020年度)末までの福祉施設の入所者の地域生活への移行実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定する。 <p><u>大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
福祉施設入所者数の削減数 (令和5年度末までの延べ数)	3人	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の1.6%以上の削減と、現計画で定める令和2年度(2020年度)末までの福祉施設の入所者の削減実績が目標に満たないと見込まれる割合を加えて成果目標を設定する。 <p><u>大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度(2019年度)末時点の施設入所者数の1.6%以上削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるように、地域の保健、医療、福祉関係者が地域精神保健医療福祉の一体的な取組を推進し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

区 分	目 標	備 考
精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数について	316日以上 (府設定)	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者に対する地域生活支援連携体制の整備状況を評価する指標として、令和5年度(2023年度)末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均に関する目標値を設定する。目標値の設定にあたっては、316日以上とすることを基本とする。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府の目標設定に準じる。
精神病床における1年以上長期入院患者数	45人以下	<p><u>国の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国が提示する推計式を用いて、令和5年度(2023年度)末の精神病床における65歳以上及び65歳未満ごとに1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。 <p><u>大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 国の推計式による目標とは異なる目標を設定する。 令和5年(2023年)6月末時点の1年以上の長期入院患者推計値8,688人を市町村で按分する。なお、65歳以上及び65歳未満の区分は設定しない。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度(2019年度)時点の大阪府の精神病床における1年以上の長期入院患者数に占める柏原市の割合で按分して設定する。
精神病床における早期退院率 (入院後3か月時点、6か月時点、1年時点)	3か月時点 69%以上 6か月時点 86%以上 1年時点 92%以上 (府設定)	<p><u>国・大阪府の考え方</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度(2023年度)の入院後3か月時点の退院率69%以上、入院後6か月時点の退院率86%以上、入院後1年時点の退院率92%以上。 <p><u>本市における設定方法</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪府の目標に準じる。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	2回	2回	2回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人	10人	10人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	協議の場における目標：地域課題の抽出			
	1回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の月平均利用者数	1人	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援の月平均利用者数	1人	1人	1人	1人
精神障害者の共同生活援助(グループホーム)の月平均利用者数	1人	1人	1人	1人
精神障害者の自立生活援助の月平均利用者数	1人	1人	1人	1人

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援のための機能（①相談、②グループホーム等体験の場、③緊急時の受け入れ対応、④専門的人材の確保、⑤地域の体制づくり）を、本市の実情に応じて整備し、障害児者の生活を地域全体で支える体制（拠点）を構築します。

柏原市では地域において上記機能を分担する「面的整備型」として体制整備を進めます。

区 分	目 標	備 考
地域生活支援拠点等の確保	有 (面的整備型)	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保。
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	年1回以上	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)までの間、地域生活支援拠点等の機能を確保しつつ、協議会等を活用して年1回以上の運用状況を検証及び検討することを基本とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、面的な体制の整備と機能充実に取り組む。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行や工賃の向上等は、生活の質の向上からも重要であることから、障害者への就労支援の取組を推進します。

区 分	目 標	備 考
一般就労への移行者数	就労移行支援事業等(全体) 27人 就労移行支援 17人 就労継続支援A型 7人 就労継続支援B型 3人	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度(2019年度)実績の1.27倍以上として目標値を設定する。 ・事業ごとの移行者数の目標値については令和元年度(2019年度)実績に対して就労移行支援1.30倍以上、就労継続支援A型1.26倍以上、就労継続支援B型1.23倍以上として設定する。 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設定する。
一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用率	70%以上	<u>国・大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設定する。
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%以上	<u>国・大阪府の考え方</u> ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合を全体の7割以上とすることを基本とする。 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設定する。

区 分	目 標	備 考
<p>就労継続支援（B型）事業所 における工賃の平均額</p>	<p>11,000円</p>	<p><u>国の考え方</u> ・ 区域内の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。</p> <p><u>大阪府の考え方</u> ・ 大阪府が提供する市町村単位での令和5年度(2023年度)の就労継続支援B型事業所における工賃の平均額の見込みを参考とするとともに、令和元年度(2019年度)の工賃の平均額の実績よりも令和5年度(2023年度)の工賃の平均額が向上するよう目標値を設定する。</p> <p><u>本市における設定方法</u> ・ 府の方向性に従い、設定する。</p>

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 重層的な地域支援体制の構築をめざすための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターについては、利用環境の整備に努めます。

保育所等訪問支援については、訪問支援がスムーズに実施できるよう課題を整理し、支援の充実を図ります。

成果目標	目標	備考
児童発達支援センターの設置	1か所	<u>国・大阪府の考え方</u> ・児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、令和5年度(2023年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 <u>本市における設定方法</u> ・市又は圏域で1か所設置する。
保育所等訪問支援事業の充実	1か所	<u>国・大阪府の考え方</u> ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどにより、令和5年度(2023年度)末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 <u>本市における設定方法</u> ・市に1か所設置する。

② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所について、これまでの利用実績や支援ニーズの把握に努めながら、体制整備に努めます。

成果目標	目標	備考
<p>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保</p>	<p>児童発達支援 1か所 放課後等デイサービス 1か所</p>	<p><u>国の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p><u>大阪府の考え方</u> ・令和元年度(2019年度)時点の大阪府の重症心身障害児の数に占める各市町村の重症心身障害児の数で按分した数値を参考に、各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえ、市町村ごとに目標を設定する。</p> <p><u>本市における設定方法</u> ・各1か所設置する。</p>

③ 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

医療的ケアが必要な児童の支援を推進していくため、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の参画した協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、個々の医療的ケア児の発達段階に応じた支援を推進します。

成果目標	目標	備考
関係機関による連携・協議の場の設置	協議の場の設置	<u>国・大阪府の考え方</u> ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度(2023年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉関係1名 医療関係1名	<u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、設置に取り組む。

発達障害のある児童の家族への支援として、子どもの特性を理解し、具体的な対応の仕方等について学ぶ、保護者を対象とした支援プログラムや同じ悩みを持つ保護者同士での懇談の場など、取組を実施していきます。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
ペアレントトレーニング等の受講者数	0人	10人	10人	10人
ペアレントメンターの人数	0人	10人	10人	10人
ピアサポート活動への参加人数	0人	10人	10人	10人

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援の提供体制の充実・強化にあたり、基幹相談支援センターを中心に、障害種別にかかわらず、障害に関する相談をはじめ、権利擁護のために必要な援助を行います。

また、相談支援事業者の人材育成の支援を目的とした研修会等の実施や障害者自立支援協議会と関係機関との連携を強化する専門的職員（コーディネーター業務を兼ねる）を配置し、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために、地域支援体制の一層の充実を図ります。

区 分	目 標	備 考
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	基幹相談支援センターの設置 市内指定特定相談支援事業所への助言の機会 年1回	<u>国の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保。 <u>大阪府の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)までに市町村が基幹相談支援センターを設置することを基本とする。 <u>本市における設定方法</u> ・基幹相談支援センターの設置。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言の年間件数	0件	12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の年間支援件数	1件	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の年間実施回数	12回	12回	12回	12回

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の給付費に係る過誤請求（エラー）の多い項目等について集団指導等の場で注意喚起を行います。

また、大阪府や府内の指定権限を有する市町村等と、指導監査における課題や対応策について協議するとともに、適宜、情報を共有します。

区 分	目 標	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	サービス提供者に対する研修の実施 請求事務における過誤調整等の項目、内容等について、集団指導等の場で情報共有する体制を構築する。	<u>国の考え方</u> ・令和5年度(2023年度)末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築。 <u>大阪府の考え方</u> ・報酬請求にかかる過誤調整等の事務を削減し、利用者への直接支援等の充実と適切な実施などにより運営基準等を遵守させることにより、事業所等のサービス等の質を向上させるため、障害者自立支援審査支払等システム等でエラーの多い項目について集団指導等の場で注意喚起を行う。 <u>本市における設定方法</u> ・国・府の方向性に従い、効果的な方法で実施する。

◆成果目標の達成に向けた活動指標

指 標	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加	50人	50人	50人	50人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1回	1回	1回	1回
障害福祉サービス事業所等に対する指導監査の結果の共有	1回	1回	1回	1回

3 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用時間を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数などを加味し、サービス見込量を算出しています。

訪問系サービスは、施設入所者や入院中の精神障害のある人の地域生活移行を促進するうえで重要なサービスであることから、量的な拡大とともに、障害特性に応じた質的な向上に努めます。また、提供体制の確保とともに介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険サービス事業所に対して障害福祉サービスへの参入を促進します。

ア. 居宅介護

障害のある人に居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
居宅介護	利用者数 [人/月]	身体障害者	32	34	31	33	35	38
		知的障害者	21	23	22	22	22	22
		精神障害者	91	93	93	95	97	100
		障害児	1	1	1	1	1	1
		合計	145	151	147	151	155	161
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	490	608	514	544	577	627
		知的障害者	200	248	269	240	240	240
		精神障害者	906	891	896	925	944	974
		障害児	6	4	4	4	4	4
		合計	1,602	1,751	1,683	1,713	1,765	1,845

イ. 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人に、居宅において入浴、食事等の介護や調理、掃除等の家事及び相談、助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
重度訪問介護	利用者数 [人/月]	身体障害者	3	2	1	1	1	1
		知的障害者	1	1	1	1	1	2
		精神障害者	0	0	0	1	1	1
		合計	4	3	2	3	3	4
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	1,347	248	162	247	247	247
		知的障害者	30	8	3	13	13	27
		精神障害者	0	0	0	30	30	30
		合計	1,377	256	165	290	290	304

ウ. 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難がある障害のある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ、食事の介護など必要な援助を行うサービスです。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
同行援護	利用者数 [人/月]	身体障害者	21	24	15	15	15	15
		障害児	1	1	1	1	1	1
		合計	22	25	16	16	16	16
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	265	300	158	179	179	179
		障害児	20	20	12	17	17	17
		合計	285	320	170	196	196	196

工. 行動援護

知的障害又は精神障害により行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする障害のある人について、行動する際の危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護など必要な援助を行うサービスです。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
行動援護	利用者数 [人/月]	知的障害者	19	22	16	16	16	17
		精神障害者	0	0	0	1	1	1
		障害児	4	5	4	4	4	4
		合計	23	27	20	21	21	22
	量の見込み [時間/月]	知的障害者	546	548	389	424	424	451
		精神障害者	0	0	0	6	6	6
		障害児	86	97	71	75	75	75
		合計	632	645	460	505	505	532

才. 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害のある人で、意思疎通を図ることに著しい支障があり、四肢の麻痺及び寝たきりの状態並びに知的障害又は精神障害により行動に著しい困難がある人に、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供するサービスです。

今後、サービス利用ニーズが生じた場合には適切な支給に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
重度障害者等 包括支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	1	1	1
		知的障害者	0	0	0	1	1	1
		精神障害者	0	0	0	1	1	1
		障害児	0	0	0	1	1	1
		合計	0	0	0	4	4	4
	量の見込み [時間/月]	身体障害者	0	0	0	11	11	11
		知的障害者	0	0	0	7	7	7
		精神障害者	0	0	0	1	1	1
		障害児	0	0	0	1	1	1
		合計	0	0	0	20	20	20

② 短期入所サービス

居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行うサービスです。

過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用日数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出しています。

短期入所は緊急時や介護者のレスパイトの面から重要なサービスとなります。市内に事業所が少ないとの課題があることから、利用希望者が必要な時に利用できるようサービス事業者と連携を図りながら提供体制の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
短期入所	利用者数 [人/月]	身体障害者	4	4	3	4	4	4
		知的障害者	20	25	20	28	30	31
		精神障害者	2	1	1	1	1	1
		障害児	5	4	3	4	4	4
		合計	31	34	27	37	39	40
	量の見込み [人日分/月]	身体障害者	31	26	17	28	28	28
		知的障害者	88	113	90	133	142	147
		精神障害者	20	2	3	8	8	8
		障害児	19	16	15	16	16	16
		合計	158	157	125	185	194	199

③ 日中活動系サービス

過去の利用実績から利用者数と利用者1人あたりの平均利用日数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、サービス事業所の定員などを加味し、サービス見込量を算出しています。

ア. 生活介護

障害支援区分が一定以上の常時介護を必要とする障害のある人について、障害者支援施設等で主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のための援助を行うサービスです。

今後も利用ニーズが増加することが見込まれるため、サービス事業所をはじめ大阪府や近隣市とも連携しながら提供体制の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
生活介護	利用者数 [人/月]	身体障害者	34	35	40	37	38	39
		知的障害者	97	98	98	103	106	108
		精神障害者	4	6	7	7	8	8
		合計	135	139	145	147	152	155
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	575	605	688	630	647	664
		知的障害者	1,894	1,966	1,974	2,037	2,096	2,136
		精神障害者	60	71	64	91	104	104
		合計	2,529	2,642	2,726	2,758	2,847	2,904

イ. 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練には、機能訓練と生活訓練があり、機能訓練は、身体障害のある人や難病のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション等の必要な支援を行うサービスです。

また、生活訓練は、知的障害のある人や精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の日常生活に必要な訓練その他の必要な支援を行うサービスです。

自立訓練は地域移行に向け身体能力・生活能力の維持・向上を図る重要なサービスですが、サービス提供できる事業所等が限られていることから、大阪府や近隣市と連携しながら提供体制の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
自立訓練	利用者数 [人/月]	身体障害者	1	0	0	1	1	1
		知的障害者	3	1	2	2	2	2
		精神障害者	2	1	1	1	1	1
		合計	6	2	3	4	4	4
	量の見込み [人日分/月]	身体障害者	19	0	0	19	19	19
		知的障害者	42	20	35	29	29	29
		精神障害者	15	14	17	11	11	11
		合計	76	34	52	59	59	59

ウ. 就労移行支援

就労を希望する障害のある人に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動や就職後における職場定着のための相談等の必要な支援を行うサービスです。

現在市内には就労移行支援事業所がありません。今後利用ニーズが増加することが見込まれるため、就労移行支援事業に参入意向がある事業所や、大阪府や近隣市と連携しながら提供体制の確保に努めます。

また、一般就労への環境を整えるため、地域自立支援協議会、公共職業安定所、大阪府障害者職業センター、八尾・柏原障害者就業・生活支援センター、柏原市商工会等と連携して、一般企業への啓発や働きかけに努めます。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
就労移行支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	2	2	1	2	3	3
		知的障害者	6	4	6	4	5	5
		精神障害者	10	11	10	15	17	19
		合計	18	17	17	21	25	27
	量の見込み [人日分/月]	身体障害者	21	32	19	17	26	26
		知的障害者	95	69	101	62	78	78
		精神障害者	109	150	130	174	197	220
		合計	225	251	250	253	301	324

工. 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に、雇用契約等に基づき就労、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

就労に向けた訓練の場や日中活動の場として今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、サービス事業所と連携を図りながら、質の向上と提供体制の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
就労継続支援 A型	利用者数 [人/月]	身体障害者	15	15	18	15	15	15
		知的障害者	25	25	27	28	30	31
		精神障害者	57	55	62	59	62	64
		合計	97	95	107	102	107	110
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	273	293	361	280	280	280
		知的障害者	477	451	505	523	560	579
		精神障害者	917	912	1,003	968	1,017	1,050
		合計	1,667	1,656	1,869	1,771	1,857	1,909

オ. 就労継続支援（B型）

障害のある人のうち、年齢、心身の状態その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難な人、就労移行支援によっても通常の事業所に就労できなかった人等に、生産活動その他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うサービスです。

就労に向けた訓練の場や日中活動の場として今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、サービス事業所と連携を図りながら、質の向上と提供体制の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
就労継続支援 B型	利用者数 [人/月]	身体障害者	20	18	17	18	19	21
		知的障害者	51	56	56	57	59	61
		精神障害者	59	58	60	62	64	66
		合計	130	132	133	137	142	148
	量の見込み [人日/月]	身体障害者	281	283	261	270	285	315
		知的障害者	894	1,016	1,069	1,040	1,077	1,113
		精神障害者	603	597	586	625	645	666
		合計	1,778	1,896	1,916	1,935	2,007	2,094

カ. 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。

就労継続支援、生活介護、自立訓練事業所等に対してサービスへの参入を促進するなどとして、提供体制の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
就労定着支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	1	1	1
		知的障害者	1	2	1	3	4	4
		精神障害者	1	1	1	1	2	2
		合計	2	3	2	5	7	7

キ. 療養介護

医療を要する障害のある人であって常時介護を要する人について、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等の支援を行うサービスです。

■ 1か月あたりの利用者数の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
療養介護	利用者数 [人/月]	合計	2	2	3	3	3	3

④ 居住系サービス

過去の利用実績から利用者数の増減数を求めるとともに、入所施設等から地域へ移行する人、アンケート調査結果等から新たに利用が見込まれる人の数、事業所の定員増、開設予定などを加味し、サービス見込量を算出しています。

ア. 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人で一人暮らしを希望する人などに対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

市内事業所などに対してサービスへの参入を促進するなどして、提供体制の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数の見込み

サービス名	単位	対象	実 績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
自立生活援助	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	1	1	1
		知的障害者	0	0	0	1	1	1
		精神障害者	0	0	0	1	1	1
		合 計	0	0	0	3	3	3

イ. 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住宅に入居している障害のある人に、主に夜間において、その住居で行われる入浴、排せつ又は食事の介護等の必要な支援を行うサービスです。

グループホームは、障害のある人が地域生活へ移行するうえで居住の場となる重要なサービスです。地域生活への移行を推進する中で、今後も利用ニーズが増加すると見込まれることから、地域住民の理解を促進しながら事業者の参入促進に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
共同生活援助	利用者数 [人/月]	身体障害者	4	5	5	5	6	7
		知的障害者	51	63	66	75	85	95
		精神障害者	13	15	17	18	20	22
		合計	68	83	88	98	111	124

ウ. 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事等の介護、生活等に関する相談その他必要な日常生活上の支援を行うサービスです。

地域生活への移行を推進するうえで多くの方の退所が望まれることから、受け皿となるグループホームの整備に努めるとともに、障害のある人が地域で生活することへの市民の理解促進に向けた取組を柏原市障害者計画の施策に基づき行います。

■ 1か月あたりの利用者数の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
施設入所支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	10	10	11	10	10	10
		知的障害者	27	26	25	24	23	22
		精神障害者	2	1	0	1	1	1
		合計	39	37	36	35	34	33

⑤ 相談支援

ア. 計画相談支援

支給決定を受けた障害のある人又はその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事業などを勘案し、サービス等利用計画を作成するものです。

近年の利用者の増加傾向、入所施設等から地域へ移行する人などを加味し、サービス見込量を算出しています。

計画相談支援の利用ニーズは今後も増加すると見込まれますが、市内における計画相談支援事業所数は十分ではないことから、市内事業所などに対してサービスへの参入を促進するなどして、提供体制の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
計画相談支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	20	19	17	21	23	24
		知的障害者	52	55	53	66	72	77
		精神障害者	57	58	62	72	80	87
		障害児	23	26	26	30	33	35
		合計	152	158	158	189	208	223

イ. 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している人又は入院している精神障害のある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行うものです。

■ 1か月あたりの利用者数の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
地域移行支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	1	1	1
		知的障害者	0	0	0	1	1	1
		精神障害者	0	0	0	1	1	1
		合計	0	0	0	3	3	3

ウ. 地域定着支援

施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人などに対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行うものです。

■ 1か月あたりの利用者数の見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
地域定着支援	利用者数 [人/月]	身体障害者	0	0	0	1	1	1
		知的障害者	0	0	0	1	1	1
		精神障害者	0	0	0	1	1	1
		合計	0	0	0	3	3	3

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、市町村が主体となって、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟にサービスを実施する事業ですが、生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、特に日常生活に欠かせないサービスは「必須事業」として必ず実施することとされています。さらに、市町村が自主的に取り組む「任意事業」を組み合わせることによって、効果的なサービスを提供するものです。

① 必須事業

ア. 理解促進研修・啓発事業

障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害や障害のある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化するものです。

市民に対する理解や認識を深めるとともに、人権尊重の意識を醸成するため、権利擁護サポートセンターでの活動をはじめ、広報紙や講演会の開催等を通じて実施しています。

当事者やボランティア、地域組織等の幅広い参加・協力を得ながら、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた市民の意識醸成や障害者差別解消法の周知啓発など、障害や障害のある人に対する市民の理解促進につながる取組を推進します。

また、福祉と教育の連携により、家庭や学校、地域における福祉教育を充実し、ノーマライゼーション、インクルージョンの理念の定着を促進します。

■年間の事業見込み

サービス名	実績		実績見込 2年度	事業見込		
	平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有

イ. 自発的活動支援事業

障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援するものです。

柏原市立自立支援センターにおけるサロン活動など、障害のある人やその家族との交流を通じた自立促進を図っています。

障害のある人やその家族などが互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会活動を支援する「ピアサポート」活動や災害対策活動、見守り活動、障害のある人などに対するボランティアの養成や活動支援などの自発的活動に対する効果的な事業の実施を検討します。

■年間の事業見込み

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

ウ. 相談支援事業

障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援するものです。

《障害者相談支援事業》

現在市内には、「柏原市障害者基幹相談支援センター ピアセンターかしわら」（主に身体障害に関すること）、「地域生活支援センター さんねっと」（主に知的障害に関すること）、「地域生活支援センターかしわら くまのいえ」（主に精神障害に関すること）、「なにわの里 地域相談・連携室」（主に障害児に関すること）の4か所の相談支援事業所があり、自立支援協議会などを通じて市や事業所同士の連携を深めています。

《基幹相談支援センター等機能強化事業》

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置された、基幹相談支援センターにおける専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行・地域定着に向けた取組の実施など、相談支援機能の強化を図ります。

《住宅入居等支援事業》

賃貸契約による一般住宅への入居にあたって、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人に対して、入居に必要な調整等支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。

■年間の事業見込み

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
障害者相談支援事業	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

工. 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害のある人又は精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行うものです。

市においても今後障害のある人の高齢化の進展や認知症高齢者が増加すると見込まれ、当該サービスが重要となってくることから、制度の周知や利用促進を図ります。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
成年後見制度利用支援事業	人	2	2	0	2	2	2

才. 成年後見制度法人後見支援事業

法人後見実施のための研修や、法人後見の適正な活動のための支援など、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制づくりを進めるものです。

■年間の事業見込み

サービス名	実績		実績見込 2年度	事業見込		
	平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	無	有	有

力. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行うものです。

必要な手話通訳者、要約筆記者を継続して確保し、提供体制の確保に努めます。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
手話通訳者派遣事業	件	280	281	164	280	270	260
	時間	738	718	410	700	680	660
要約筆記者派遣事業	件	35	20	68	30	30	30
	時間	177	108	84	148	148	148
手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2	2

キ. 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある人へ情報保障を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするものです。

養成講座の案内を市広報誌やウェブページに掲載するなどして周知し、研修への参加者の増加に努めます。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
手話奉仕員養成研修事業	人	12	16	0	20	20	20

ク. 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行うものです。

障害のある人が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具が必要な人に提供されるよう、サービスの周知・啓発に努めます。

■介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子など

■自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具

■在宅療養等支援用具

電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計などの在宅療養等を支援する用具

■情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭などの情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具

■排せつ管理支援用具

ストマ用器具などの排せつ管理を支援する衛生用品

■居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

居宅生活活動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
介護・訓練支援用具	件	4	5	2	5	5	5
自立生活支援用具	件	18	16	6	16	16	16
在宅療養等支援用具	件	9	3	12	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	件	5	5	2	5	5	5
排せつ管理支援用具	件	2,900	1,435	1,298	1,435	1,435	1,435
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件	2	4	2	4	4	4

ケ. 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うものです。
今後とも提供体制と質の向上の確保に努めます。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	対象	実績		実績見込 2年度	見込量		
			平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
移動支援事業	利用者数 [人/年]	身体障害者	28	29	15	23	23	23
		知的障害者	64	78	53	66	66	66
		精神障害者	21	19	18	16	16	16
		障害児	6	3	3	2	2	2
		合計	119	129	89	107	107	107
	量の見込み [時間/年]	身体障害者	3,168	2,425	1,391	2,077	2,077	2,077
		知的障害者	8,100	7,784	4,853	6,794	6,794	6,794
		精神障害者	2,029	1,626	1,387	1,131	1,131	1,131
		障害児	77	43	83	24	24	24
		合計	13,374	11,878	7,714	10,026	10,026	10,026

コ. 地域活動支援センター事業

障害のある人に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行うものです。本市では、「地域生活支援センターかしわら」が地域活動支援センター事業を実施しています。

他の日中活動系サービスの整備と調和を図りつつ、各事業所と連携し、障害のある人の日常生活や社会参加等の支援充実に努めます。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
地域活動支援 センター	設置箇所数 [か所]	1	1	1	1	1	1
	実利用者数 [人]	32	28	25	35	35	35

② その他事業

障害のある人の能力及び適性に応じ、日常生活又は社会生活を営むことができるよう、本市独自で地域生活支援の任意事業として、以下の事業を実施していきます。

ア. 訪問入浴サービス事業

地域における身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図る事業です。本市においては、訪問入浴を行う事業所に委託して実施しています。

イ. 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息がとれる支援をする事業です。

障害のある児童に対しては、障害児タイムケア事業として同様のサービスを提供しています。

ウ. 生活支援事業

地域において就労が困難な在宅にいる障害のある人に対し、通所施設において、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス及び支援を行います。

エ. 点字・声の広報等発行事業

視覚障害のある人にとってわかりやすい点訳、音訳などによって、市の広報誌など障害のある人が地域生活するうえで必要性の高い情報の入手を支援しています。

(3) 障害児支援サービス

① 障害児通所支援

ア. 児童発達支援

身体障害、知的障害又は精神障害のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行うものです。

サービス利用の増加に対応するため、サービス提供事業者に新規参入、事業拡大などを働きかけ、提供体制の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
児童発達支援	利用者数 [人/月]	41	35	34	33	35	37
	量の見込み [人日分/月]	298	286	249	239	253	267

イ. 医療型児童発達支援

肢体に障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行うものです。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
医療型児童発達支援	利用者数 [人/月]	6	1	1	1	1	1
	量の見込み [人日分/月]	51	8	7	8	8	8

ウ. 放課後等デイサービス

学校通学中の障害のある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供するものです。

サービス利用の増加に対応するため、サービス提供事業者へ新規参入、事業拡大などを働きかけ、提供体制の確保に努めます。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
放課後等デイ サービス	利用者数 [人/月]	131	156	159	195	214	234
	量の見込み [人日分/月]	1,527	1,855	1,848	2,163	2,374	2,596

エ. 保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障害のある児童、又は今後利用する予定の障害のある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行うものです。

■ 1か月あたりの利用者数及び量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
保育所等訪問 支援	利用者数 [人/月]	2	3	2	5	6	7
	量の見込み [回/月]	2	3	2	5	6	7

オ. 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害のある児童等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するものです。

■ 1か月あたりの量の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		3年度	4年度	5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 [人/月]	0	0	0	1	1	1
	量の見込み [回/月]	0	0	0	5	5	5

② 障害児相談支援

障害のある児童について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の評価及び計画の見直し等を行うサービスです。

利用者の増加が見込まれることから、サービス事業所の安定した事業運営の継続を図るとともに、相談支援の質の向上に向け相談員に対する研修への参加等を促進します。

■ 1か月あたりの利用者数の見込み

サービス名	単位	実績		実績見込 令和 2年度	見込量		
		平成 30年度	令和 元年度		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児相談支援	利用者数 [人/月]	50	59	54	64	69	74

③ 子ども・子育て支援事業計画との連携

ア. 障害のある児童の子ども・子育て支援事業の利用量

障害の有無に関わらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、障害のある児童の子ども・子育て支援等の利用ニーズ把握及びその提供体制の整備に努めます。

第2期障害児福祉計画期間における障害のある児童や特別な配慮を必要とする児童の受け入れに関する定量的な目標については、次のように設定します。

■年間の事業量見込み

サービス名	単位	見込量		
		令和3年度	4年度	5年度
子ども・子育て支援等の利用ニーズ	人	234	245	257

イ. 柏原市こども未来プランにおける量の見込み

令和2年(2020年)3月に策定した「柏原市こども未来プラン(第2期柏原市子ども・子育て支援事業計画)」において掲げた幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援に関する定量的な見込みのうち、本計画期間内にあたる令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの関連事業の量の見込みは次のとおりです。

事業区分		単位	見込量		
			令和3年度	4年度	5年度
幼児期の教育、 保育給付	1号認定 (幼稚園、認定こども園)	3～5歳 人/年	633	606	582
	2号認定 (保育所、認定こども園)	3～5歳 人/年	706	678	650
	3号認定 (保育所、認定こども園、 小規模保育事業所)	0歳 人/年	82	79	77
		1・2歳 人/年	420	418	403
時間外保育事業		人/年	602	585	563
放課後児童健全育成事業 (放課後児童会)		低学年 人/年	645	629	606
		高学年 人/年	200	195	188
地域子育て支援拠点事業		人回/年	3,123	3,024	2,968
一時預かり事業		幼稚園在園者 人日/年	21,933	21,037	20,187
		上記以外 人日/年	919	896	864

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進

(1) 制度の周知及び相談支援体制等の充実

利用者の意思でサービスを選択し利用していくため、障害福祉に関わる各種制度やサービスなどについて広報やウェブページなどを活用しながら周知し、理解を深めていきます。また、府や柏原市障害者自立支援協議会との連携を図り、総合的な相談支援体制の充実を図ることにより、円滑な事業の実施やサービスの適切な利用を促進します。

(2) 総合的なケアマネジメント体制の推進

サービス利用者の「選択・自己決定」を支援するため、「選択」の基本となる情報提供、「自己決定」をサポートする体制の整備に努める必要があります。

このため、地域でサービスを必要としている障害のある人に対して、サービス支給決定前にケアマネジメントを実施し、支給決定の参考とすることや障害のある方等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスを総合的かつ適切な利用の支援等を行うため、障害のある人や家族からの相談に応じて、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定ができるよう、ケアマネジメント体制の充実を図っていきます。

(3) 障害福祉サービス等の充実

「自己決定」と「自己選択」による地域移行等を実現するためには、利用者のニーズを的確に把握するための相談支援体制の整備、訪問系サービスや日中活動系サービスの充実、就労支援体制の整備、地域生活を可能とする社会資源及びサービスの充実を図る必要があります。

今後も、障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）及び地域生活支援事業の充実を図ります。また、サービス量の充実だけでなく、質の向上も求められることから、施設や事業者がサービス提供等に関して様々なネットワークを構築できるよう、情報の共有などを行っていきます。

(4) 感染症の流行への対応

令和元年度（2019年度）に発生した新型コロナウイルス感染症は、わが国において初めての緊急事態宣言が出され、日常生活に大きな影響を与えています。

地域福祉や障害福祉は、対面での活動が中心であり、感染症の流行下では、「密閉・密集・密接」の回避や「人と人との距離の確保」などが求められ、様々な活動が大きく制約される状況となりました。

今後、感染拡大が収束した後の社会においても、「新しい生活様式」等を踏まえ、感染リスクの低減を図りながら、地域の活性化や見守り支援の方策を検討するなど、創意工夫した活動の展開が求められます。

本計画の推進においても、国の動向や最新の知見に基づき、感染症の流行への対応を図っていきます。

2 進行管理と点検・評価

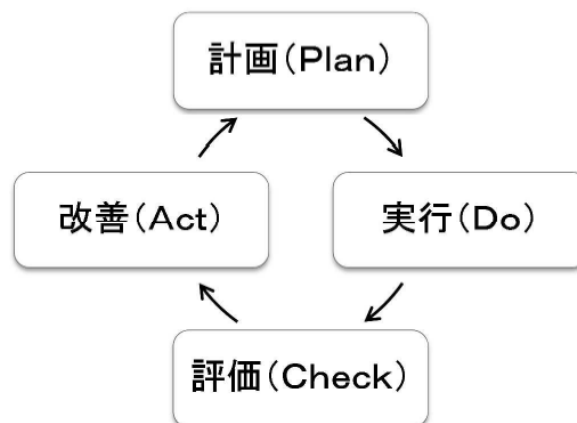
(1) 国及び府、関係機関等との連携

計画の円滑な推進にあたっては、国及び府の動向を踏まえた適切な施策展開を図るとともに、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、近隣市町村との連携を図ります。

また、保健・医療、福祉、教育、労働など広範な分野にわたる総合的な施策の展開については、庁内関係課及び社会福祉協議会、医療機関等の関係機関、民生・児童委員、ボランティア、障害者団体、サービス提供事業者、企業、各分野の専門家等との連携を密に図り、計画を総合的に推進します。

(2) 計画の点検・評価体制の構築

市は本計画の着実な実行に努めるため、計画の進行状況の取りまとめを行うとともに、柏原市障害者自立支援協議会等との連携を行い、「計画（Plan）-実施・実行（Do）-点検・評価（Check）-処置・改善（Action）」の「PDCAマネジメントサイクル」に基づき、計画の成果目標や活動指標について年1回の評価・点検を行い、必要な場合は計画の見直しを行い、情報公開をしていきます。



1 : Plan	計画	・国の基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定
2 : Do	実施・実行	・計画の内容を踏まえ、事業を実施
3 : Check	点検・評価	・成果目標及び活動指標などの進捗状況を管理し、社会情勢やニーズなども踏まえながら、計画の中間評価を実施
4 : Action	処置・改善	・中間評価などの結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直しなどを実施

1 策定体制と経過

(1) 策定体制

○柏原市障害者計画等策定委員会規則

平成24年12月28日

規則第41号

最近改正 平成29年6月30日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（平成24年柏原市条例第24号）第3条の規定に基づき、柏原市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(策定等を行う計画)

第2条 委員会は、次に掲げる計画の策定及び調査研究を行う。

- (1) 障害者計画
- (2) 障害福祉計画
- (3) 障害児福祉計画

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉施策について識見を有する者
- (2) 障害者及び障害児の保健、医療、福祉若しくは教育若しくは障害者の雇用に関する機関又は団体の代表者
- (3) 障害者及びその関係者
- (4) 障害児の保護者又は関係者
- (5) 公募により選考された市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱に係る計画の策定完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

（その他の事項）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29.6.30規則21）

この規則は、平成29年8月1日から施行する。

○柏原市障害者計画等策定委員会運営要綱

（設置）

第1条 この要綱は、障害者基本法第11条の規定に基づく障害者計画、障害者総合支援法第88条の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第21条、第24条並びに第33条の規定に基づく障害児福祉計画を策定するため、柏原市障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長の求めに応じ、次に定める事項について審議し、意見を述べるものとする。

（1）障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関する調査研究

（2）障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の立案

（3）前2号に掲げるもののほか障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関し必要な事項に関すること。

（部会）

第3条 委員長は、計画素案等を作成するために部会を設ける必要がある時は、委員会に諮って定めるものとする。

2 部会に部会長、副部会長及び部会員を置く。

（アドバイザー）

第4条 委員長は、柏原市障害者計画等策定委員会規則第8条の規定に基づき、委員会の運営に関し指導または助言を得るため、識見を有する者を、アドバイザーとして置くことについて、委員会に諮って定めるものとする。

2 アドバイザーの任期は計画の策定完了の日までとする。

（代理人）

第5条 委員が会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

（会議の公開）

第6条 会議は、公開するものとする。ただし、委員会が公開しない旨の議決をした場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

(要綱施行後の最初の委員会における委員招集及び議長)

2 この要綱施行後、最初で開催される委員会の招集及び委員長が選出されるまでの議長は、健康福祉部長が行う。

○柏原市障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画 策定委員会名簿

氏 名	職 名 等	備 考
小口 将典	関西福祉科学大学	◎
漆嶋 真一	社会福祉法人 なにわの里	○
小嵐 葉子	医療法人 養心会 国分病院	
菱川 幹人	障がい者支援施設 高井田苑	
田中 律子	NPO法人みのりコミュニオン たんぽぽ	
阿部 友寛	柏原市障害者生活支援センター(ピアセンターかしわら)	
栄 広司	地域生活支援センターかしわら	
東野 成昭	地域生活支援センターさんねっと	
堀 智晴	インクルーシブ(共生)教育研究所	
山田 修子	大阪手をつなぐ育成会柏原支部	
酒本 順次	柏原市身体障害者福祉会	
永原 正夫	市民公募	
田中 始子	市民公募	
平井 由香	藤井寺保健所 地域保健課	
金田 晴子	藤井寺公共職業安定所	
大西 哲夫	柏原市社会福祉協議会	
今井 慶宗	関西女子短期大学	
北野 典子	柏原市教育委員会 指導課	
松本 親知	健康福祉部こども政策課	
石橋 敬三	柏原市健康福祉部長	

※◎は委員長、○は副委員長 (敬称略)

(2) 計画策定の経過

年	月日	策定経過
令和2年 (2020年)	7月14日	第1回柏原市障害者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・委員紹介 ・委員長、副委員長選出 ・計画概要・スケジュール ・アンケート及び団体・事業所ヒアリング調査票について
	8～9月	「くらしと福祉に関するアンケート調査」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 1,300件、有効回答数 604件 「障害者関係団体に対するヒアリング」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者関係団体 4団体 「事業所に対するアンケート」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス事業所 15事業所、障害児福祉サービス事業所 5事業所、相談支援事業所 4事業所
	10月30日	第2回柏原市障害者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果報告 ・団体・事業所調査結果報告 ・計画骨子案 ・基本理念について
令和3年 (2021年)	1月28日	第3回柏原市障害者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・計画素案
	2月8日 ～3月1日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	3月26日	第4回柏原市障害者計画等策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果 ・障害者計画等（案） ・障害者計画等（案）の承認
	3月末	柏原市障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定

2 用語の解説

《あ行》

■医療的ケア

医師の指導のもとに、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療的行為。

■インクルーシブ (inclusive)

日本語では「包含する」「含まれる」「包み込むような」「包摂的な」と訳される形容詞。それぞれの人が持つ潜在的な能力をできる限り発揮できるようにするため、誰も排除せず、多様性を尊重し、一人一人を社会の構成員として取り込む「社会的包摂」(ソーシャルインクルージョン)として使われることが多い。

■インクルージョン (inclusion)

教育や福祉の分野等において、障害があることによる区別を取り除き、誰もが対等な関係で関わりあい、社会や組織に参加する機会が提供されるという理念。

■SNS (Social Networking Service)

人と人とのつながりの場を提供するインターネット上のサービス。代表的なものとして、Facebook (フェイスブック)、twitter (ツイッター)、Instagram (インスタグラム)、LINE (ライン) などがある。

■NPO (Non-Profit Organization)

「民間非営利組織」のことで、ボランティア活動、営利を目的としない福祉、平和、文化などの公益活動を行う組織や団体。

■屋内信号装置

音が聞こえない人に対して日常生活の物音を光や振動に変えて知らせる機器。

《か行》

■基幹相談支援センター

障害者総合支援法において位置づけられ、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的な相談業務、専門相談、相談支援事業所等への専門的な指導・助言、日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用支援などの業務を行う。

■協働

相互に特性を認めあい、それぞれの役割と責任を果たしながら、共通する社会的課題の解決や目的の実現に向けて、各種事業の実施、サービスの提供を行うなどの関係。

■強度行動障害

他害行為や自傷行為、物を壊すなど周囲の人に影響を及ぼす行動が通常考えられない頻度と形式で出現している状態で、家庭でかなり努力をして養育しても難しい状態が続き、特別な支援が必要な状態のこと。

■権利擁護

判断能力が不十分な人が適切に福祉サービスなどを利用し、地域生活を継続することができるよう支援等を行い、人権をはじめとする様々な権利を保護すること。

■高次脳機能障害

一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を指すものとされており、具体的には「会話がうまくかみ合わない」などの症状がある。

■合理的配慮

障害者が均等な機会を享受できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて、周辺環境の修正・調整を行うこと。障害者差別解消法において、国や自治体には法的義務、民間事業者には努力義務が規定されている。

■心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

《さ行》

■サービス等利用計画

障害福祉サービスの申請にあたって、相談支援専門員が障害児者の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類及び内容その他の事項を記載する。

■支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点のもと、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

■児童発達支援センター

福祉型児童発達支援センターは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設。

医療型児童発達支援センターは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設。

■重症心身障害児

児童福祉法上、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態にある児童・生徒。

■集団指導

福祉サービス事業者がサービス事業所において適切なサービスを提供するために必要な情報（遵守すべき法令の内容、各種サービス提供の取り扱い、報酬請求に関する事項等）を伝達することを目的として講習会等を実施するもの。

■手話通訳者・手話奉仕員

手話通訳者は、それぞれの都道府県等で認定された手話通訳をする人。主に都道府県等が認定した民間機関（全国手話研修センター）が実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格することが条件で、試験に合格した後、都道府県の独自審査に通過することで「都道府県認定の手話通訳者」になることができる。

手話奉仕員は、市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人。手話奉仕員養成講座は入門課程と基礎課程に分かれており、基礎課程を修了すると、市町村に手話奉仕員と登録される。

■障害支援区分

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、その度合に応じ、区分1から区分6までの6段階で認定される。障害福祉サービス等を受けるための要件や、支給量、期間を定めるための基準となる。認定にあたっては、全国一律で定められた80項目の認定調査票や医師意見書を踏まえ、市町村審査会の審査を経て認定される。

■障害児タイムケア事業

障害のある児童を持つ親の就労支援と日常的にケアしている家族の一時的な休息を目的として、障害のある小中高生等を放課後や長期休暇中（日中）に預かり、社会に適應するための日常的な訓練を行う。

■障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。平成25年（2013年）4月施行。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。

■ジョブコーチ（職場適応援助者）

就労を希望する障害のある人に対して、一緒に職場に行き、ともに作業をしたり休憩時間を過ごし、障害のある人が働きやすいように援助する人のこと。また、事業主や職場の従業員に対しても、障害者の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて、職務や職場環境の改善を提案し、障害のある人の職場定着を図る。

■自立支援協議会

障害児者、家族又は介護者等が、障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉事業所等が参加しサービスに関するシステムづくりについての協議をする場。障害者総合支援法では「協議会」として位置づけられる。

■自立支援審査支払等システム

障害者自立支援給付における障害福祉サービス等の提供にあたって、事業所が請求した情報に基づき、国保連合会が受付、点検、審査等を経て市町村へ請求し、事業所へ報酬等が支払われる仕組み。

■身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を認定し、法に定める身体障害者であることの証票として交付されるもの。法によるサービス等を受けるためには、手帳の交付を受けていることがその前提となっている。

■生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。生活保護受給に至る前の段階で、課題がより複雑化・深刻化する前に自立の促進に向けた支援を行うことが求められている。

■精神障害者保健福祉手帳

精神障害のある人の社会復帰・自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を持つ人のうち、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。「地域包括ケアシステム」における、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方を、精神障害者のケアにも応用したもの。

■成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

《た行》

■地域共生社会

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方。

■地域生活支援拠点

障害の重度化、障害者本人や家族の高齢化等を見据えた、居住支援のための機能（相談、グループホーム等の体験の場、緊急時の受け入れ対応、体験の機会・場、専門的人材の確保、地域の体制づくり）を備えた場所や体制のこと。整備の類型として、多機能拠点整備型、面的整備型、両方を組み合わせた複合型があり、本市では地域において複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」として体制整備を進めている。

■地域リハビリテーション

障害のある人々や高齢者及びその家族が、住み慣れたところで、そこに住む人々とともに、一生安全に生き生きとした生活が送れるよう、医療や保健、福祉及び生活にかかわる人々や組織が、リハビリテーションの立場から協力しあって行う活動のすべてを言う。

■特別支援学校（支援学校）

障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上又は生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

《な行》

■内部障害

身体障害者福祉法に定める心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害の総称。

■乳幼児健診

母子保健法に基づいて、市町村が乳幼児に対して行う健康診査。発育状況・栄養状態・病気や異常の有無などを確認する。

■ノーマライゼーション（normalization）

デンマークのバンク・ミケルセンが障害のある人の処遇に関して唱え、北欧から世界に広まった障害者福祉の最も重要な理念。障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

《は行》

■8050問題

高齢の親がひきこもりの子どもを長期間にわたり養い続けていることで、収入や介護などの問題を抱える状態。80代と50代の世帯という意味で「8050問題」と呼ばれる。

■発達障害

主に比較的低年齢において発達の過程で現れ始める行動やコミュニケーション、社会適応の問題を主とする障害のこと。いくつかのタイプに分類されており、自閉症スペクトラム障害（ASD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などが含まれる。

発達障害者支援法においては、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。」と定義されている。

■パブリックコメント（Public Comment）

行政の政策立案過程であらかじめ市民の意見を募る制度（意見公募手続）。行政機関が条例や規則を策定又は変更する場合、ホームページなどで素案を公表し、市民から意見を募るもの。

■バリアフリー（barrier free）

道路や建築物の入り口の段差などの物理的なバリア（障壁）や、高齢者、障害者などの社会参加を困難にしている社会的制度化されたバリア（資格・免許取得を制限する欠格事項など）、また心理的なバリア（偏見など）の除去という意味。広義には、高齢者や障害者だけではなく、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去することを意味する。

■ピアサポート（peer support）

同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間（英語で「peer」）が、体験を語り合い、回復をめざす取組。アルコールや薬物中毒の自助グループ、がんなどの患者やその家族、教育現場など、様々な分野に広がっている。

■福祉的就労

一般企業等への就労が困難な障害のある人が、福祉的な配慮のもとに障害福祉サービス事業所などで工賃収入を得て働くこと。

■ペアレントトレーニング (Parent Training)

保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性をふまえたほめ方やしかり方等を学ぶことにより子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの

■ペアレントプログラム (Parent Program)

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラム。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、様々な悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。

■ペアレントメンター (Parent Mentor)

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。

■法人後見支援事業

障害者の権利擁護を図ることを目的に、成年後見制度の業務を適正に行うことができる法人の確保に向けた取組。

《ま行》

■民生委員児童委員

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱される地域福祉向上のためのボランティア。担当地区の高齢者の悩みや、子育てなどに関する相談を受けて、福祉サービスの情報を提供したり、市や社会福祉協議会などの専門機関につなげるなどして、解決のお手伝いをしている。

《や行》

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■要約筆記

意思疎通手段の一つで、話し手の内容の要点を筆記して聴覚障害者に伝達するもの。

《ら行》

■ライフステージ (life stage)

乳児期、幼児期、児童期、青年期、成人期、高齢期など、人が生まれてから死に至るまでの様々な人生の段階を表す言葉。

■リハビリテーション(rehabilitation)

障害のある人の能力を最大限に発揮して自立を促すための専門的な技術のことをいい、「全人間的復権」をその理念とする。医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーション、社会的リハビリテーションなどの分野がある。

■療育

児童福祉法に規定される概念で、「療」は医療・治療を、「育」は保育あるいは養育を意味している。

もともとは、身体に障害のある児童について早期発見と早期治療及び指導・相談を行うことにより、障害を克服し、児童が持つ発達能力を有効に育て、自律生活に向かって育成する意味合いで使われてきた。最近では、この概念が広がり、身体障害だけではなく知的障害をも含めて、児童から成人に至るまでのライフステージにおいて、自己実現をめざす総合的な支援活動としてとらえられており、本人の発達支援と周囲の環境改善の両面にわたり、医療、教育、福祉などの資源を動員し総合的に対応していくことが求められている。

■療育手帳

知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスを受けやすくするために、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、療育手帳制度要綱に定める知的障害者であることの証票として交付されるもの。

柏原市障害者計画 第6期障害福祉計画及び 第2期障害児福祉計画

令和3年(2021年)3月

	柏原市
《編集・発行》	〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号 電話 072-972-1501 (代表)